

銀行法施行令等の一部を改正する政令

一 銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）

改 正 案

（同一人に対する信用の供与等）

第四条 法第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この項において「同一人自身」という。）が当該銀行の合算子法人等若しくは合算関連法人等、当該銀行を合算子法人等若しくは合算関連法人等とする銀行持株会社（法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下同じ。）又は当該銀行持株会社の合算子法人等若しくは合算関連法人等でない場合の次に掲げる者（当該銀行、当該銀行の合算子法人等及び合算関連法人等、当該銀行を合算子法人等又は合算関連法人等とする銀行持株会社並びに当該銀行持株会社の合算子法人等及び合算関連法人等を除く。第九項及び第十二項において「受信合算対象者」という。）とする。

同一人自身が会社である場合における次に掲げる者

- イ 当該同一人自身の合算子法人等
- ロ 当該同一人自身を合算子法人等とする法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するもの

現 行

（同一人に対する信用の供与等）

第四条 法第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この条において「同一人自身」という。）が当該銀行の子会社（法第二条第八項に規定する子会社をいう。以下同じ。）、当該銀行を子会社とする銀行持株会社（法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。以下同じ。）又は当該銀行持株会社の子会社でない場合の次に掲げる者（当該銀行、当該銀行の子会社、当該銀行を子会社とする銀行持株会社及び当該銀行持株会社の子会社を除く。第七項及び第十項において「受信合算対象者」という。）とする。

同一人自身が会社である場合における次に掲げる者

- イ 当該同一人自身の子会社
- ロ 当該同一人自身を子会社とする会社

のを含む。）をいう。以下この条並びに次条第二項及び第三項において同じ。）及び当該法人等に準ずる者として内閣府令で定める者

ハ 口に掲げる者の合算子法人等（当該同一人自身及びイ又はロに掲げる者に該当するものを除く。）

二 当該同一人自身又はイからハまでに掲げる者の合算関連法人等（当該同一人自身及びイからハまでに掲げる者に該当するものを除く。）

ホ 会社以外の者（国及び外国政府を除く。）及び次号において同じ。）であつて、当該同一人自身の総株主等の議決権（法第二条第六項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権（同項に規定する議決権をいう。以下同じ。）を保有するもの（口に掲げる者に該当するものを除く。）

ヘ 会社以外の者であつて、口に掲げる者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有するもの（口に掲げる者に該当するものを除く。）

ト ホ又はヘに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該同一人自身及びイからハまでに掲げる者に該当するものを除く。）

チ トに掲げる者の合算子法人等及び合算関連法人等（当該同一人自身及びイからトまでに掲げる者に該当するものを除く。）

リ 当該同一人自身又は次に掲げる会社（第五項において「合算

ハ 口に掲げる会社の子会社（当該同一人自身及びイ又はロに掲げる会社に該当するものを除く。）
(新設)

(新設)

二 会社以外の者であつて、当該同一人自身の総株主等の議決権（法第二条第六項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権（同項に規定する議決権をいう。以下同じ。）を保有するもの

ホ 会社以外の者であつて、当該同一人自身を子会社とする会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有するも

の

ヘ ニ又はホに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社（当該同一人自身及びロに掲げる会社に該当するものを除く。）及び当該会社の子会社

(新設)

ト 当該同一人自身又はイからハまで若しくはヘに掲げる会社（

会社」という。) 及びホ又はヘに掲げる者(ヘに掲げる者にあつては、当該同一人自身を子会社(法第二条第八項に規定する子会社をいう。以下同じ。)とする会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する者に限る。(4)において同じ。)がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社(当該同一人自身及びイからニまで、ト又はチに掲げる者に該当するものを除く。)

当該同一人自身の子会社

当該同一人自身を子会社とする会社

(3) (2) (1)
当該同一人自身及び(1)又は(2)に掲げる会社に該当するものを除く。)

(4) ホ又はヘに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社(当該同一人自身及び(1)又は(2)に掲げる会社に該当するものを除く。)

二 同一人自身が会社以外の者である場合における次に掲げる者

イ 当該同一人自身がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社(ロ及び第五項において「同一人支配会社」という。)

ロ 当該同一人自身及びその一若しくは二以上の同一人支配会社又は当該同一人自身の一若しくは二以上の同一人支配会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社(イに掲げる者に該当するものを除く。)

前項に規定する「合算子法人等」とは、次に掲げる法人等をいう

第三項において「合算会社」という。) 及びニ又はホに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社(イからハまで又はヘに掲げる会社に該当するものを除く。)

(新設)

二 同一人自身が会社以外の者である場合における次に掲げる者
イ 当該同一人自身がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社(以下この項及び第二項において「同一人支配会社」という。)

ロ 当該同一人自身及びその一若しくは二以上の同一人支配会社又は当該同一人自身の一若しくは二以上の同一人支配会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社(イに掲げる会社に該当するものを除く。)

- 3 | °
- 一 他の法人等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（以下「意思決定機関」という。）を支配している法人等として内閣府令で定めるもの（連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる法人等として内閣府令で定めるもの（第三号及び次項において「受信者連結基準法人等」という。）に限る。以下この項において「実質親法人等」という。）がその意思決定機関を支配している他の法人等（以下この項において「実質子法人等」という。）。
- 二 子会社（前号に掲げる法人等を除く。以下この号において「実質子法人等以外の子会社」という。）。
- 親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等若しくは実質子法人等以外の子会社又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等若しくは実質子法人等以外の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社（前号に掲げる法人等を除く。）は、当該実質親法人等の実質子法人等以外の子会社とみなす。
- 三 前号に掲げる会社（受信者連結基準法人等に限る。）の実質子法人等（前二号に掲げる法人等を除く。）
- 第一項に規定する「合算関連法人等」とは、法人等（受信者連結

（新設）

基準法人等に限る。）又はその合算子法人等（前項に規定する合算子法人等をいう。以下この項において同じ。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（合算子法人等を除く。）として内閣府令で定めるものをいう。

4 法第二条第十一項の規定は、第一項及び第二項の議決権の割合を算定する場合について準用する。

5 第一項第一号リに掲げる会社及び同項第二号ロに掲げる会社は、同項各号の規定の適用については、それぞれ合算会社及び同一人支配会社とみなす。

6 法第十三条第一項本文に規定する信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四 （略）

7 法第十三条第一項本文に規定する政令で定める区分は、次に掲げる信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。）の区分とする。

一 法第十三条第一項本文に規定する同一人（第九項及び第十二項において「同一人」という。）に対する信用の供与等

2 法第二条第十一項の規定は、前項各号の場合においてこれらの規定に規定する者が保有し、又は保有される議決権について準用する。

3 第一項第一号トに掲げる会社及び同項第二号ロに掲げる会社は、同項各号の規定の適用については、それぞれ合算会社及び同一人支配会社とみなす。

4 法第十三条第一項本文に規定する信用の供与又は出資として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四 （略）

5 法第十三条第一項本文に規定する政令で定める区分は、次に掲げる信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。）の区分とする。

一 法第十三条第一項本文に規定する同一人（第三号、第七項及び第十項において「同一人」という。）に対する信用の供与等（第

(削る)

三号に掲げる信用の供与等を除く。)

二 同一人自身に対する信用の供与等（第四号に掲げる信用の供与等を除く。）

二 当該銀行の主要株主基準値（法第二条第九項に規定する主要株主基準値をいう。以下同じ。）以上の数の議決権を保有する銀行主要株主（同条第十項に規定する銀行主要株主をいう。以下同じ。）に対する信用の供与等

(削る)

四 当該銀行の主要株主基準値以上の数の議決権を保有する銀行主要株主に対する信用の供与等

8 | 法第十三条第一項本文に規定する政令で定める率は、次の各号に掲げる信用の供与等の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 前項第一号に掲げる信用の供与等 百分の二十五
二 前項第二号に掲げる信用の供与等 百分の十五

(削る)

9 | 法第十三条第一項本文に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 信用の供与等を受けている者（以下この項及び第十二項において「債務者等」という。）の事業（次号に規定する事業を除く。以下この号において同じ。）の遂行上予見し難い緊急の資金の必要が生じた場合において、当該銀行が当該債務者等に対して法第十三条第一項本文に規定する信用供与等限度額（以下この項におい

6 | 法第十三条第一項本文に規定する政令で定める率は、次の各号に掲げる信用の供与等の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 前項第一号に掲げる信用の供与等 百分の四十
二 前項第二号に掲げる信用の供与等 百分の二十五
三 前項第三号に掲げる信用の供与等 百分の二十五
四 前項第四号に掲げる信用の供与等 百分の十五

9 | 法第十三条第一項本文に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 信用の供与等を受けている者（以下この項及び第十項において「債務者等」という。）の事業（次号に規定する事業を除く。以下この号において同じ。）の遂行上予見し難い緊急の資金の必要が生じた場合において、当該銀行が当該債務者等に対して法第十三条第一項本文に規定する信用供与等限度額（以下この項におい

いて「信用供与等限度額」という。)を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二・三 (略)

四 前二号に掲げるもののほか、当該銀行が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば当該銀行又は債務者等の業務の遂行に困難を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める理由

10 第七項の規定は、法第十三条第二項前段に規定する政令で定める区分について準用する。

11 法第十三条第二項前段に規定する政令で定める率は、次の各号に掲げる信用の供与等の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 前項において準用する第七項第一号に掲げる信用の供与等 百
分の二十五

(削る)

二 前項において準用する第七項第二号に掲げる信用の供与等 百
分の十五

12 法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 第九項第一号に規定する場合において、当該銀行及びその子会

て「信用供与等限度額」という。)を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二・三 (略)

四 前二号に掲げる理由に準ずるものとして内閣府令で定める理由

8 法第十三条第二項前段に規定する政令で定める区分は、第五項各号に掲げる信用の供与等の区分とする。

9 法第十三条第二項前段に規定する政令で定める率は、次の各号に掲げる信用の供与等の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 前項において準用する第五項第一号に掲げる信用の供与等 百
分の四十

二 前項において準用する第五項第二号に掲げる信用の供与等 百
分の二十五

三 前項において準用する第五項第三号に掲げる信用の供与等 百
分の二十五

四 前項において準用する第五項第四号に掲げる信用の供与等 百
分の十五

10 法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 第七項第一号に規定する場合において、当該銀行及びその子会

社等（法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）又はその子会社等が同号の債務者等に対して合算して法第十三条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業（第九項第二号に規定する事業を除く。次号において同じ。）の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二　（略）

三　第九項第二号に規定する債務者等に対して、当該銀行及びその子会社等又はその子会社等が合算して合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。

四　（略）

五　前各号に掲げるもののほか、当該銀行及びその子会社等又はその子会社等が合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該銀行及びその子会社等若しくはその子会社等又は債務者等の業務の遂行に困難を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める理由

法第十三条第三項第一号に規定する政令で定める信用の供与等は、次に掲げるものに対する信用の供与等（政府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものを除く。）とする。

一・二　（略）
三　日本銀行

社等（法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）又はその子会社等が同号の債務者等に対して合算して法第十三条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業（第七項第二号に規定する事業を除く。次号において同じ。）の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二　（略）

三　第七項第二号に規定する債務者等に対して、当該銀行及びその子会社等又はその子会社等が合算して合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。

四　（略）

五　前各号に掲げる理由に準ずるものとして内閣府令で定める理由

法第十三条第三項に規定する政令で定める信用の供与等は、次に掲げる法人に対する信用の供与等（政府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものを除く。）とする。

一・二　（略）
(新設)

13|

四 外国政府等（外国政府、外国の中央銀行及び国際機関をいう。）
）で金融庁長官が定めるもの

（新設）

（銀行の特定関係者）

第四条の二 （略）

2 前項及びこの項において「親法人等」とは、他の法人等の意思決定機関を支配している法人等として内閣府令で定めるものをいい、「子法人等」とは、親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

3 （略）

（銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等）

第十六条の二の三 法第五十二条の二十二第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。）が当該銀行持株会社の合算子法人等（第四条第二項に規定する合算子法人等をいう。以下この項において同じ。）又は合算関連法人等（第四条第三項に規定

四 外国政府等（外国政府、外国の中央銀行及び国際機関をいう。）
）で金融庁長官が定めるもの

（新設）

（銀行の特定関係者）

第四条の二 （略）

2 前項に規定する「親法人等」とは、他の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この項において同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している法人等として内閣府令で定めるものをいい、前項に規定する「子法人等」とは、親法人等によりその意思決定機関を支配している他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

3 （略）

（銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等）

第十六条の二の三 法第五十二条の二十二第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。）が当該銀行持株会社の自身」という。）が当該銀行持株会社の子会社でない場合の第四条第一項各号に掲げる者（当該銀行持株会社及びその子会社を除く。

する合算関連法人等をいう。以下この項において同じ。)でない場合の第四条第一項各号に掲げる者（当該銀行持株会社及びその合算子法人等並びに合算関連法人等を除く。第四項において準用する同条第十二項において「受信合算対象者」という。）とする。

2 法第五十二条の二十二第一項本文に規定する信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるものは、第四条第六項各号に掲げるものとする。

3 法第五十二条の二十二第一項本文に規定する政令で定める区分は、同項本文に規定する同一人に対する信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。第五項において同じ。）とし、同条第一項本文に規定する政令で定める率は、百分の二十五とする。

（削る）

（削る）

第五項において準用する第四条第十項において「受信合算対象者」という。）とする。

2 法第五十二条の二十二第一項本文に規定する信用の供与又は出資として政令で定めるものは、第四条第四項各号に掲げるものとする。

3 法第五十二条の二十二第一項本文に規定する政令で定める区分は、次に掲げる信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。）の区分とする。

一 法第五十二条の二十二第一項本文に規定する同一人に対する信用の供与等

二 同一人自身に対する信用の供与等

4 法第五十二条の二十二第一項本文に規定する政令で定める率は、次の各号に掲げる信用の供与等の区分に応じ、当該各号に掲げる率とする。

一 前項第一号に掲げる信用の供与等 百分の四十

二 前項第二号に掲げる信用の供与等 百分の二十五

4 第四条第十二項の規定は、法第五十二条の二十二第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由について準用する。この場合において、第四条第十二項第一号中「及びその子会社等（法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ

同じ。）又はその子会社等」とあるのは「又はその子会社等（法第五十二条の二十二第一項本文に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）」と、「法第十三条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）」とあるのは「同項本文に規定する銀行持株会社に係る信用供与等限度額（以下この項において「銀行持株会社に係る信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）」とあるのは「同項本文に規定する銀行持株会社に係る信用供与等限度額（以下この項において「銀行持株会社に係る信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）」とあるのは「同項本文に規定する銀行持株会社に係る信用供与等限度額（以下この項において「銀行持株会社に係る信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）」とあるのは「又はその子会社等又はその子会社等」とあるのは「又はその子会社等」と、「合算信用供与等限度額」とあるのは「銀行持株会社に係る信用供与等限度額」と、同号中「及びその子会社等若しくはその子会社等」とあるのは「若しくはその子会社等」と読み替えるものとする。

5 法第五十二条の二十二第二項第一号に規定する政令で定める信用の供与等は、第四条第十三項各号に掲げるものに対する信用の供与等（政府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものを除く。）とする。

（財務局長等への権限の委任）

第十七条の二 （略）

2 前項第六号及び第七号に掲げる権限で銀行の本店以外の営業所その他の施設（当該銀行（外国銀行支店を含む。以下この項において同じ。）を所属銀行（法第二条第十六項に規定する所属銀行をいう。以下この項において同じ。）とする銀行代理業者の営業所又は事

。）又はその子会社等」とあるのは「又はその子会社等（法第五十二条の二十二第一項本文に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）」と、「法第十三条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）」とあるのは「同項本文に規定する銀行持株会社に係る信用供与等限度額（以下この項において「銀行持株会社に係る信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）」とあるのは「又はその子会社等又はその子会社等」とあるのは「又はその子会社等」と、「合算信用供与等限度額」とあるのは「銀行持株会社に係る信用供与等限度額」と読み替えるものとする。

6 法第五十二条の二十二第二項に規定する政令で定める信用の供与等は、第四条第十一項各号に掲げる法人に対する信用の供与等（政府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものを除く。）とする。

（財務局長等への権限の委任）

第十七条の二 （略）

2 前項第六号及び第七号に掲げる権限で銀行の本店以外の営業所その他他の施設（当該銀行（外国銀行支店を含む。以下この項において同じ。）を所属銀行（法第二条第十六項に規定する所属銀行をいう。以下この項において同じ。）とする銀行代理業者の営業所又は事

務所その他の施設及び従たる外国銀行支店（法第四十七条第二項に規定する従たる外国銀行支店をいう。）を含む。）又はその子法人等（法第二十四条第二項に規定する子法人等をいう。）若しくは当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者以外の者で当該銀行から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 (5) (略)

第十七条の三 (略)

2 (略)

3 前項各号に掲げる権限で銀行持株会社の主たる事務所以外の事務

所その他の施設又はその子法人等（法第五十二条の三十一第二項に規定する子法人等をいう。）若しくは当該銀行持株会社から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）（以下この項において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

務所その他の施設及び従たる外国銀行支店（法第四十七条第二項に規定する従たる外国銀行支店をいう。）を含む。）又はその子法人等（法第二十四条第二項に規定する子法人等をいう。）若しくは当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者以外の者で当該銀行から業務の委託を受けた者（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 (5) (略)

第十七条の三 (略)

2 (略)

3 前項各号に掲げる権限で銀行持株会社の主たる事務所以外の事務

所その他の施設又はその子法人等（法第五十二条の三十一第二項に規定する子法人等をいう。）若しくは当該銀行持株会社から業務の委託を受けた者（以下この項において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

4
5
6

(略)

4
5
6

(略)

改 正 案

現 行

（同一人に対する信用の供与等）

第一条の十 法第十二条の四第一項本文の政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この項において「同一人自身」という。）が当該組合の合算子法人等又は合算関連法人等でない場合の次に掲げる者（当該組合の合算子法人等及び合算関連法人等を除く。第九項第三号及び第十項第四号において「受信合算対象者」という。）とする。

同一人自身が会社である場合における次に掲げる者

イ 当該同一人自身の合算子法人等

ロ 当該同一人自身を合算子法人等とする法人等（会社その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下同じ。）及び当該法人等に準ずる者として主務省令で定める者

ハ 口に掲げる者の合算子法人等（当該同一人自身及びイ又はロに掲げる者に該当するものを除く。）
二 当該同一人自身又はイからハまでに掲げる者の合算関連法人等（当該同一人自身及びイからハまでに掲げる者に該当するものを除く。）

（同一人に対する信用の供与等）

第一条の十 法第十二条の四第一項本文の政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この条において「同一人自身」という。）が当該組合の子会社（法第十二条の二第二項に規定する子会社をいう。第五条の十三第一号において同じ。）でない場合の次に掲げる者（第八項及び第九項において「受信合算対象者」という。）とする。

同一人自身が会社である場合における次に掲げる者

イ 当該同一人自身の子会社

ロ 当該同一人自身を子会社とする会社

ハ 口に掲げる会社の子会社（当該同一人自身及びイ又はロに掲げる会社に該当するものを除く。）

（新設）

ホ| 会社以外の者（国及び外国政府を除く。）及び次号において
同じ。）であつて、当該同一人自身の総株主等の議決権（法第
十一条の二第二項前段に規定する総株主等の議決権をい
下この条において同じ。）の百分の五十を超える議決権（同項
前段に規定する議決権をいう。以下この条において同じ。）を
有するもの（口に掲げる者に該当するものを除く。）

ヘ| 会社以外の者であつて、口に掲げる者の総株主等の議決権の
百分の五十を超える議決権を有するもの（口に掲げる者に該当
するものを除く。）

ト| ホ又はヘに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を
超える議決権を有する法人等（当該同一人自身及びイからへま
でに掲げる者に該当するものを除く。）

チ| トに掲げる者の合算子法人等又は合算関連法人等（当該同一
人自身及びイからトまでに掲げる者に該当するものを除く。）

リ| 当該同一人自身、次に掲げる会社（第六項において「合算会
社」という。）又はホ若しくはヘに掲げる者（ヘに掲げる者に
あつては、当該同一人自身を子会社とする会社の総株主等の議
決権の百分の五十を超える議決権を有する者に限る。（4）におい
て同じ。）がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決
権を有する他の会社（当該同一人自身及びイからニまで、ト又
はチに掲げる者に該当するものを除く。）

(1)| 当該同一人自身の子会社

(2)| 当該同一人自身を子会社とする会社

二| 会社以外の者であつて、当該同一人自身の総株主等の議決権
（法第十一条の二第二項前段に規定する総株主等の議決権をい
う。以下この条において同じ。）の百分の五十を超える議決権
（同項前段に規定する議決権をいう。以下この条において同じ
。）を有するもの

ホ| 会社以外の者であつて、当該同一人自身を子会社とする会社
の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有するもの
（法第十一条の二第二項前段に規定する総株主等の議決権をい
う。以下この条において同じ。）及び当該会社の子会社
(新設)

ト| 当該同一人自身、イからハまで若しくはヘに掲げる会社（第
四項において「合算会社」という。）又はニ若しくはホに掲げ
る者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有
する他の会社（イからハまで又はヘに掲げる会社に該当するも
のを除く。）

(3) (2)に掲げる会社の子会社（当該同一人自身及び(1)又は(2)に掲げる会社に該当するものを除く。）

(4) ホ又はヘに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社（当該同一人自身及び(2)に掲げる会社に該当するものを除く。）及び当該会社の子会社

二 同一人自身が会社以外の者である場合における次に掲げる者イ 当該同一人自身がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社（ロ及び第六項において「同一人支配会社」という。）

ロ 当該同一人自身及びその一若しくは二以上の同一人支配会社又は当該同一人自身の一若しくは二以上の同一人支配会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社（イに掲げる者に該当するものを除く。）

前項に規定する「合算子法人等」とは、次に掲げる法人等をいう。

一 他の法人等の財務及び事業の方針を決定する機関（以下「意思決定機関」という。）を支配している法人等として主務省令で定めるもの（連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる法人等として主務省令で定めるもの（第三号及び次項において「受信者連結基準法人等」という。）に限る。以下この号及び次号において「実質親法人等」という。）がその意思決定機関を支配している他の法人等（以下この項において「実質子法人等」という。）。この場合において、実質親法人等及びその一若し

二 同一人自身が会社以外の者である場合における次に掲げる者イ 当該同一人自身がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社（以下この項及び第四項において「同一人支配会社」という。）

ロ 当該同一人自身及びその一若しくは二以上の同一人支配会社又は当該同一人自身の一若しくは二以上の同一人支配会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社（イに掲げる会社に該当するものを除く。）

（新設）

くは二以上の実質子法人等又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等がその意思決定機関を支配している他の法人等は、当該実質親法人等の実質子法人等とみなす。

二 子会社（前号に掲げる法人等を除く。以下この号において「実質子法人等以外の子会社」という。）。この場合において、実質親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等若しくは実質子法人等以外の子会社又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等若しくは実質子法人等以外の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社（前号に掲げる法人等を除く。）は、当該実質親法人等の実質子法人等以外の子会社とみなす。

三 前号に掲げる会社（受信者連結基準法人等に限る。）の実質子法人等（前二号に掲げる法人等を除く。）

3 |

（新設）

第一項に規定する「合算関連法人等」とは、法人等（受信者連結基準法人等に限る。）又はその合算子法人等（前項に規定する合算子法人等をいう。以下この項において同じ。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は事業上の取引等を通じて、財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（合算子法人等を除く。）として主務省令で定めるものをいう。

4 | 第一項第一号リ及び第二項第二号に規定する「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社をいう。この場

2 | 前項第一号に規定する「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社をいう。この場

の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

5 法第十一条の二第三項の規定は、第一項、第二項第二号及び前項の議決権の割合を算定する場合について準用する。

6 第一項第一号リに掲げる者及び同項第二号ロに掲げる者は、これらの規定の適用については、それぞれ合算会社及び同一人支配会社とみなす。

7 法第十一条の四第一項本文の信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四 （略）

8 法第十一条の四第一項本文及び第二項前段の政令で定める区分は、同一人（同条第一項本文に規定する同一人をいう。次項第三号及び第十項において同じ。）に対する信用の供与等（同条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。）とし、法第十一条の四第一項本文及び第二項前段の政令で定める率は、百分の二十五とする。

（削る）

合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

3 法第十一条の二第三項の規定は、第一項各号の場合においてこれらの規定に規定する者が有する議決権及び前項の場合において会社又はその子会社が有する議決権について準用する。

4 第一項第一号トに掲げる会社及び同項第二号ロに掲げる会社は、これらの規定の適用については、それぞれ合算会社及び同一人支配会社とみなす。

5 法第十一条の四第一項本文の信用の供与又は出資として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四 （略）

6 法第十一条の四第一項本文及び第二項前段の政令で定める区分は、次に掲げる信用の供与等（同条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。）の区分とする。

一 法第十一条の四第一項本文に規定する同一人（以下この条において「同一人」という。）に対する信用の供与等
二 同一人自身に対する信用の供与等

(削る)

7

法第十一條の四第一項本文及び第二項前段の政令で定める率は、次の各号に掲げる信用の供与等の区分に応じ、当該各号に掲げる率とする。

一 前項第一号に掲げる信用の供与等 百分の四十

二 前項第二号に掲げる信用の供与等 農業協同組合にあつては百分の二十五（農民が主たる構成員若しくは出資者となつてゐる組合員である団体で主務省令で定めるもの又は地方公共団体が構成員若しくは出資者となつてゐるか若しくはその基本財産の一部を拠出している當利を目的としない法人（第十項に規定する法人を除く。）に対する信用の供与等にあつては、百分の三十五）、農業協同組合連合会にあつては百分の三十五

法第十一條の四第一項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 （略）

二 農業協同組合連合会に係る信用の供与等にあつては、次に掲げる債務者等に対して、当該農業協同組合連合会が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。

イ 当該農業協同組合連合会の会員その他農業生産力の増進及び農業経営の安定化並びに地区内の開発に寄与する事業を行つてゐる者として主務省令で定める債務者等

ロ イに掲げるもののほか、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第一号に規定する一般電気事業その他の

9

法第十一條の四第一項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 （略）

二 農業協同組合連合会に係る信用の供与等にあつては、当該農業

の債務者等に対して、当該農業協同組合連合会が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。

イ 当該農業協同組合連合会の会員その他農業生産力の増進及び農業経営の安定化並びに地区内の開発に寄与する事業を行つてゐる者として主務省令で定める債務者等

ロ イに掲げるもののほか、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第一号に規定する一般電気事業その他の

主務省令で定める国民経済上特に緊要な事業を行つてゐる債務者等

三
(略)

四 前二号に掲げるもののほか、当該組合が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば当該組合又は債務者等の事業の遂行に困難を生ずるおそれがあるものとして主務省令で定める理由

10 法第十一條の四第二項後段において準用する同条第一項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 前項第一号に規定する場合において、当該組合及びその子会社等（法第十一條の四第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）又は当該組合の子会社等が同号の債務者等に対し合算して同条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 当該組合が新たに子会社等を有することとなることにより、当該組合及びその子会社等又は当該組合の子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が合算信用供与等限度額を超えることとなる場合において、当該合計額を合算信用供与等限度額以下に減額することとすれば、当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

三 農業協同組合連合会に係る信用の供与等にあつては、前項第二

主務省令で定める国民経済上特に緊要な事業を行つてゐる債務者等

三
(略)

四 前二号に掲げる理由に準ずるものとして主務省令で定める理由

9 法第十一條の四第二項後段において準用する同条第一項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 前項第一号に規定する場合において、当該組合及びその子会社等（法第十一條の四第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）又はその子会社等が同号の債務者等に対し合算して同条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 当該組合が新たに子会社等を有することとなることにより、当該組合及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が合算信用供与等限度額を超えることとなる場合において、当該合計額を合算信用供与等限度額以下に減額することとすれば、当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

三 農業協同組合連合会に係る信用の供与等にあつては、前項第二

号に規定する債務者等に対し、当該農業協同組合連合会及びその子会社等又は当該組合の子会社等が合算して合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。

四 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、当該組合及びその子会社等又は当該組合の子会社等の同一人に対する信用の供与等の額が合算信用供与等限度額を超えることとなること。

五 前各号に掲げるもののほか、当該組合及びその子会社等又は当該組合の子会社等が合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば当該組合及びその子会社等若しくは当該組合の子会社等又は債務者等の事業の遂行に困難を生ずるおそれがあるものとして主務省令で定める理由

10 法第十一条の四第三項の政令で定める信用の供与等は、地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となつてているか又はその基本財産の額の過半を拠出している営利を目的としない法人で主務省令で定めるものに対する信用の供与等とする。

(新設)

11 法第十一条の四第三項第一号の政令で定める信用の供与等は、次に掲げるものに対する信用の供与等（政府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものを除く。）とする。

- 一 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人
- 二 特別の法律により設立された法人（前号に掲げる法人を除く。）

号に規定する債務者等に対し、当該農業協同組合連合会及びその子会社等又はその子会社等が合算して合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。

四 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、当該組合及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の額が合算信用供与等限度額を超えることとなること。

五 前各号に掲げる理由に準ずるものとして主務省令で定める理由

)で国、同号に掲げる法人及び地方公共団体以外の者の出資のないもののうち、当該特別の法律により債券を発行することができる法人

三 地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となつてゐるか又はその基本財産の額の過半を拠出してゐる営利を目的としない法人で主務省令で定めるもの

四 日本銀行

五 外国政府、外国の中央銀行又は国際機関で、主務大臣の定めるもの

(子金融機関等の範囲)

第一条の十一 (略)

(略)

3 第一項第一号に規定する「子法人等」とは、組合によりその意思決定機関を支配している他の法人等として主務省令で定めるもの

をいう。この場合において、組合及びその子法人等又は当該組合の子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配してゐる場合における当該他の法人等は、当該組合の子法人等とみなす。

(子金融機関等の範囲)

第一条の十一 (略)

(略)

3 第一項第一号に規定する「子法人等」とは、組合によりその財務

及び事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項及び第一条の十六第三項において「意思決定機関」という。）を支配してゐる他の法人等（会社その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。

以下この条並びに第一条の十六第三項及び第四項において同じ。)として主務省令で定めるものをいう。この場合において、組合及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配してゐる場合における当該他の法人等は、当該組合の子法人等とみなす。

4 (略)

(組合と特殊の関係のある者)

第五条の十三 法第九十三条第二項の政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 当該組合の子会社（法第十一條の二第二項に規定する子会社をいう。）

二・三 （略）

(主務大臣等)

第六条 この政令において、次の各号に掲げる主務大臣は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 第一条の三、第一条の四、第一条の十、第三条の四及び第三条の五に規定する主務大臣 農林水産大臣及び内閣総理大臣

二 （略）

2
(略)

(組合と特殊の関係のある者)

第五条の十三 法第九十三条第二項の政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 当該組合の子会社

二・三 （略）

(主務大臣等)

第六条 この政令において、次の各号に掲げる主務大臣は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 第一条の三、第一条の四、第三条の四及び第三条の五に規定する主務大臣 農林水産大臣及び内閣総理大臣

二 （略）

2
(略)

三 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）

改 正 案	現 行
<p>（金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任）</p> <p>第四十二条 （略）</p> <p>2</p> <p>（略）</p> <p>3 前項第十二号に掲げる権限で金融商品取引業者若しくは特例業務届出者の本店等以外の支店その他の営業所、事務所その他の施設、取引所取引許可業者の事務所その他の施設（国内における代表者の住所にあるものを除く。）、当該金融商品取引業者、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者と取引をする者、法第五十六条の二第一項に規定する子特定法人、当該金融商品取引業者を子会社（法第二十九条の四第三項に規定する子会社をいう。第四十三条第三項並びに第四十四条第七項及び第八項において同じ。）とする法第五十六条の二第一項に規定する持株会社、当該金融商品取引業者、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項において同じ。）、当該金融商品取引業者（同条第三項に規定する特定金融商品取引業者等である者に限る。）の同条第三項に規定する親金融機関等若しくは子金融機関等又は当該金融商品取引業者の同条第四項に規定する親銀行等若しくは子銀行等（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡銀行等（以下この条において「支店等」という。）に関するものに</p>	<p>（金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任）</p> <p>第四十二条 （略）</p> <p>2</p> <p>（略）</p> <p>3 前項第十二号に掲げる権限で金融商品取引業者又は特例業務届出者の本店等以外の支店その他の営業所、事務所その他の施設、取引所取引許可業者の事務所その他の施設（国内における代表者の住所にあるものを除く。）、当該金融商品取引業者、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者と取引をする者、法第五十六条の二第一項に規定する子特定法人、当該金融商品取引業者を子会社（法第二十九条の四第三項に規定する子会社をいう。第四十三条第三項並びに第四十四条第七項及び第八項において同じ。）とする法第五十六条の二第一項に規定する持株会社、当該金融商品取引業者、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項において同じ。）、当該金融商品取引業者（同条第三項に規定する特定金融商品取引業者等である者に限る。）の同条第三項に規定する親金融機関等若しくは子金融機関等又は当該金融商品取引業者の同条第四項に規定する親銀行等若しくは子銀行等（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地（当該取引をする者又は業</p>

については、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地（当該取引をする者又は業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

4 特別金融商品取引業者又は第二項の金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者（以下この項及び次項において「特別金融商品取引業者等」という。）に係る第二項第十二号に掲げる権限で当該特別金融商品取引業者等の支店等に関するもの及び長官権限のうち法第五十七条の十第一項の規定による権限（第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）については、当該支店等（特別金融商品取引業者の子会社等（法第五十七条の十第二項に規定する子会社等をいう。第四十三条の二第一項並びに第四十四条第五項及び第二十項において同じ。）を含む。次項において同じ。）の所在地（当該特別金融商品取引業者等と取引をする者又は当該特別金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、金融庁長官が国外にある場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

4 特別金融商品取引業者又は第二項の金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者（以下この項及び次項において「特別金融商品取引業者等」という。）に係る第二項第十二号に掲げる権限で当該特別金融商品取引業者等の支店等に関するもの及び長官権限のうち法第五十七条の十第一項の規定による権限（第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）については、当該支店等（特別金融商品取引業者の子会社等（法第五十七条の十第二項に規定する子会社等をいう。第四十三条の二第一項並びに第四十四条第五項及び第二十項において同じ。）を含む。次項において同じ。）の所在地（当該特別金融商品取引業者等と取引をする者又は当該特別金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

(金融機関に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条 (略)

2 (略)

3 前項第六号に掲げる権限で登録金融機関の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該登録金融機関と取引をする者、当該登録金融機関を子会社とする法第五十六条の二第一項に規定する持株会社、当該登録金融機関から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項において同じ。）又は当該登録金融機関（同条第三項に規定する特定金融商品取引業者等である者に限る。）の同条第三項に規定する特定金融商品取引業者等若しくは子金融機関等（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地（当該取引をする者又は業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

4 第二項の金融庁長官の指定する登録金融機関に係る同項第六号に掲げる権限で、当該登録金融機関の支店等に関するものについては、当該支店等の所在地（当該登録金融機関と取引をする者又は当該登録金融機関から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上

(金融機関に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条 (略)

2 (略)

3 前項第六号に掲げる権限で登録金融機関の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該登録金融機関と取引をする者、当該登録金融機関を子会社とする法第五十六条の二第一項に規定する持株会社若しくは当該登録金融機関から業務の委託を受けた者又は当該登録金融機関（同条第三項に規定する特定金融商品取引業者等である者に限る。）の同条第三項に規定する親金融機関等若しくは子金融機関等（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のか、当該支店等の所在地（当該取引をする者又は業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

4 第二項の金融庁長官の指定する登録金融機関に係る同項第六号に掲げる権限で、当該登録金融機関の支店等に関するものについては、当該支店等の所在地（当該登録金融機関と取引をする者又は当該登録金融機関から業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、

の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。)が個人の場合にあつては、その住所又は居所)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長)に委任する。ただし、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

5 (略)

(指定親会社に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条の二 長官権限のうち法第五十七条の二十三の規定による権限(第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。)で指定親会社の本店若しくは主たる事務所以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該指定親会社と取引をする者、当該指定親会社の子会社等又は当該指定親会社から業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。以下この項において同じ。)(以下この条において「支店等」という。)に関するものについては、当該支店等の所在地(当該取引をする者又は業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、その住所又は居所)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

2 (略)

その住所又は居所)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

5 (略)

(指定親会社に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条の二 長官権限のうち法第五十七条の二十三の規定による権限(第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。)で指定親会社の本店若しくは主たる事務所以外の支店その他他の営業所若しくは事務所、当該指定親会社と取引をする者、当該指定親会社の子会社等又は当該指定親会社から業務の委託を受けた者(以下この条において「支店等」という。)に関するものについては、当該支店等の所在地(当該取引をする者又は業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、その住所又は居所)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

2 (略)

(協会に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条の三 (略)

2・3 (略)

4 前項に規定する権限で協会の主たる事務所以外の事務所、当該協会から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項において同じ。）又は認可金融商品取引業協会に登録されている店頭売買有価証券が若しくは当該認可金融商品取引業協会が取扱有価証券としての指定をする有価証券の発行者（以下この条における「従たる事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する有価証券の発行者（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、従たる事務所等の所在地（業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外では福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

5 (略)

(金融商品取引所に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条の四 (略)

2 (略)

3 前項に規定する権限で金融商品取引所の本店若しくは主たる事務所以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該金融商品取引所の子会社、当該金融商品取引所の商品取引参加者（法第百五十一条

(協会に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条の三 (略)

2・3 (略)

4 前項に規定する権限で協会の主たる事務所以外の事務所、当該協会から業務の委託を受けた者又は認可金融商品取引業協会に登録されている店頭売買有価証券若しくは当該認可金融商品取引業協会が取扱有価証券としての指定をする有価証券の発行者（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、従たる事務所等の所在地（業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

5 (略)

(金融商品取引所に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条の四 (略)

2 (略)

3 前項に規定する権限で金融商品取引所の本店若しくは主たる事務所以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該金融商品取引所の子会社、当該金融商品取引所の商品取引参加者（法第百五十一条

に規定する商品取引参加者をいう。第四十四条第十三項において同じ。）、当該金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者又は当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項において同じ。）（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地（業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局のほか、当該支店等の所在地（業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局のほか、当該所在地が国外にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

4 (略)

（自主規制法人に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の六の二 (略)

2 前項に規定する権限で自主規制法人の主たる事務所以外の事務所又は当該自主規制法人から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項において同じ。）（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所の所在地（業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

に規定する商品取引参加者をいう。第四十四条第十三項において同じ。）、当該金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者又は当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地（業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

4 (略)

（自主規制法人に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の六の二 (略)

2 前項に規定する権限で自主規制法人の主たる事務所以外の事務所又は当該自主規制法人から業務の委託を受けた者（以下の条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所の所在地（業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

つては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

3 (略)

(外国金融商品取引所に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条の七 (略)

2 前項に規定する権限で外国金融商品取引所の国内における事務所（国内における代表者の住所にあるものを除く。）、外国金融商品取引所参加者又は当該外国金融商品取引所から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項において同じ。）（以下この条において「事務所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該事務所等の所在地（業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

3 (略)

(証券金融会社に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条の八 (略)

2 前項に規定する権限で証券金融会社の本店以外の支店その他の営業所又は当該証券金融会社から業務の委託を受けた者（その者から

3 (略)

(証券金融会社に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条の八 (略)

2 前項に規定する権限で証券金融会社の本店以外の支店その他の営業所又は当該証券金融会社から業務の委託を受けた者（以下この条

委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。以下この項において同じ。）（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地（業務支局長のほか、当該支店等の所在地（業務の委託を受けた者が個人の場合にあっては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあっては関東財務局長）も行うことができる。

3 (略)

（委員会の金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十四条

（略）

2 前項各号に掲げる委員会の権限で金融商品取引業者等の金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等、特例業務支店等、金融商品仲介支店等、協会従属事務所等、取引所従属事務所等、取引所持株会社支店等、自主規制法人従属事務所等、外国金融商品取引所従属事務所等又は証券金融支店等（以下この条において「対象支店等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該対象支店等の所在地（当該金融商品取引業者等と取引をする者又は当該金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）が個人の場合にあ

において「支店等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地（業務の委託を受けた者が個人の場合にあっては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあっては関東財務局長）も行うことができる。

3 (略)

（委員会の金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十四条

（略）

2 前項各号に掲げる委員会の権限で金融商品取引業者等の金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等、特例業務支店等、金融商品仲介支店等、協会従属事務所等、取引所従属事務所等、取引所持株会社支店等、自主規制法人従属事務所等、外国金融商品取引所従属事務所等又は証券金融支店等（以下この条において「対象支店等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該対象支店等の所在地（当該金融商品取引業者等と取引をする者又は当該金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者が個人の場合にあっては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の

つては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

3～6 （略）

7 第二項及び第四項に規定する「金融商品取引支店等」とは、金融商品取引業者の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該金融商品取引業者と取引をする者、法第五十六条の二第一項に規定する子特定法人、当該金融商品取引業者を子会社とする持株会社（同項に規定する持株会社をいう。次項において同じ。）、当該金融商品取引業者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二）以上の段階にわたる委託を含む。）、当該金融商品取引業者（同条第三項に規定する特定金融商品取引業者等である者に限る。）の同条第三項に規定する親金融機関等若しくは子金融機関等又は当該金融商品取引業者の同条第四項に規定する親銀行等若しくは子銀行等をいう。

8 第二項及び第四項に規定する「金融支店等」とは、登録金融機関の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該登録金融機関と取引をする者、当該登録金融機関を子会社とする持株会社、当該登録金融機関から業務の委託を受けた者（その者から委託（二）以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）又は当該登録金融機関（法第五十六条の二第三項に規定する特定金融商品取引業者等である者に限る。）の同条第三項に規定する親金融機関等若しくは子金融機関等をいう。

管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

3～6 （略）

7 第二項及び第四項に規定する「金融商品取引支店等」とは、金融商品取引業者の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該金融商品取引業者と取引をする者、法第五十六条の二第一項に規定する子特定法人、当該金融商品取引業者を子会社とする持株会社（同項に規定する持株会社をいう。次項において同じ。）、当該金融商品取引業者から業務の委託を受けた者、当該金融商品取引業者（同条第三項に規定する特定金融商品取引業者等である者に限る。）の同条第三項に規定する親金融機関等若しくは子金融機関等又は当該金融商品取引業者の同条第四項に規定する親銀行等若しくは子銀行等をいう。

8 第二項及び第四項に規定する「金融支店等」とは、登録金融機関の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該登録金融機関と取引をする者、当該登録金融機関を子会社とする持株会社若しくは当該登録金融機関から業務の委託を受けた者又は当該登録金融機関（法第五十六条の二第三項に規定する特定金融商品取引業者等である者に限る。）の同条第三項に規定する親金融機関等若しくは子金融機関等をいう。

若しくは子金融機関等をいう。

9 第二項及び第四項に規定する「取引所取引許可業者従属事務所等」とは、取引所取引許可業者の国内の事務所その他の施設（国内における代表者の住所にあるものを除く。）、当該取引所取引許可業者と取引をする者又は当該取引所取引許可業者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）をいう。

10 第二項に規定する「特例業務支店等」とは、特例業務届出者の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所その他の施設、当該特例業務届出者と取引をする者又は当該特例業務届出者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）をいう。

11 (略)

12 第二項に規定する「協会従属事務所等」とは、協会の主たる事務所以外の事務所、店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券の発行者又は当該協会から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上）の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）をいう。

13 第二項に規定する「取引所従属事務所等」とは、金融商品取引所の本店若しくは主たる事務所以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該金融商品取引所の子会社、当該金融商品取引所の商品取引参加者、当該金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者又は当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）を

9 第二項に規定する「取引所取引許可業者従属事務所等」とは、取引所取引許可業者の国内の事務所その他の施設（国内における代表者の住所にあるものを除く。）、当該取引所取引許可業者と取引をする者又は当該取引所取引許可業者から業務の委託を受けた者をいう。

10 第二項に規定する「特例業務支店等」とは、特例業務届出者の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所その他の施設、当該特例業務届出者と取引をする者又は当該特例業務届出者から業務の委託を受けた者をいう。

11 (略)

12 第二項に規定する「協会従属事務所等」とは、協会の主たる事務所以外の事務所、店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券の発行者又は当該協会から業務の委託を受けた者をいう。

13 第二項に規定する「取引所従属事務所等」とは、金融商品取引所の本店若しくは主たる事務所以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該金融商品取引所の子会社、当該金融商品取引所の商品取引参加者、当該金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者又は当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者をいう。

いう。

(略)

14

第二項に規定する「自主規制法人従属事務所等」とは、自主規制法人の主たる事務所以外の事務所又は当該自主規制法人から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）をいう。

15 第二項に規定する「外国金融商品取引所従属事務所等」とは、外國金融商品取引所の国内における事務所（国内における代表者の住所を除く。）、外国金融商品取引所参加者又は当該外国金融商品取引所から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）をいう。

16 第二項に規定する「証券金融支店等」とは、証券金融会社の本店以外の支店その他の営業所又は当該証券金融会社から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）をいう。

17 第二項に規定する「証券金融支店等」とは、証券金融会社の本店以外の支店その他の営業所又は当該証券金融会社から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）をいう。

18 長官権限のうち第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十七条の二十三の規定による権限で指定親会社の指定親会社支店等に関するものについては、当該指定親会社支店等の所在地（当該指定親会社と取引をする者又は当該指定親会社から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限

14

第二項に規定する「自主規制法人従属事務所等」とは、自主規制法人の主たる事務所以外の事務所又は当該自主規制法人から業務の委託を受けた者をいう。

15 第二項に規定する「外国金融商品取引所従属事務所等」とは、外國金融商品取引所の国内における事務所（国内における代表者の住所を除く。）、外国金融商品取引所参加者又は当該外国金融商品取引所から業務の委託を受けた者をいう。

16 第二項に規定する「証券金融支店等」とは、証券金融会社の本店以外の支店その他の営業所又は当該証券金融会社から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）をいう。

17 第二項に規定する「証券金融支店等」とは、証券金融会社の本店以外の支店その他の営業所又は当該証券金融会社から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）をいう。

18 長官権限のうち第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十七条の二十三の規定による権限で指定親会社の指定親会社支店等に関するものについては、当該指定親会社支店等の所在地（当該指定親会社と取引をする者又は当該指定親会社から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限

ある場合にあつては関東財務局長)に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

(略)

20 19
前二項に規定する「指定親会社支店等」とは、指定親会社の本店若しくは主たる事務所以外の支店その他の営業所若しくは事務所、

当該指定親会社と取引をする者、当該指定親会社の子会社等又は当該指定親会社から業務の委託を受けた者(その者から委託(二以上)の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。)をいう。

を行うことを妨げない。

(略)

20 19
前二項に規定する「指定親会社支店等」とは、指定親会社の本店若しくは主たる事務所以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該指定親会社と取引をする者、当該指定親会社の子会社等又は当該指定親会社から業務の委託を受けた者をいう。

改 正 案

現 行

（財務局長等への権限の委任）

第十条の二（略）

2 前項第五号及び第六号に掲げる権限で信用金庫の従たる事務所その他の施設（当該信用金庫を所属信用金庫（法第八十五条の二第三項に規定する所属信用金庫をいう。以下同じ。）とする信用金庫代理業者（同項に規定する信用金庫代理業者をいう。以下同じ。）の當業所又は事務所その他の施設を含む。）又は当該信用金庫の子法人等（銀行法第二十四条第二項に規定する子法人等をいう。）若しくは当該信用金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者以外の者で当該信用金庫から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）（以下この項及び次項において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、前項では、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

（同一人に対する信用の供与等）

3（5）（略）

（同一人に対する信用の供与等）

（財務局長等への権限の委任）

第十条の二（略）

2 前項第五号及び第六号に掲げる権限で信用金庫の従たる事務所その他の施設（当該信用金庫を所属信用金庫（法第八十五条の二第三項に規定する所属信用金庫をいう。以下同じ。）とする信用金庫代理業者（同項に規定する信用金庫代理業者をいう。以下同じ。）の當業所又は事務所その他の施設を含む。）又は当該信用金庫の子法人等（銀行法第二十四条第二項に規定する子法人等をいう。）若しくは当該信用金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者以外の者で当該信用金庫から業務の委託を受けた者（以下この項及び次項において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

第十一条 銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この項において「同一人自身」という。）が当該金庫の合算子法人等及び合算関連法人等でない場合の次に掲げる者（当該金庫の合算子法人等及び合算関連法人等を除く。第九項及び第十一項において「受信合算対象者」という。）とする。

同一人自身が会社である場合における次に掲げる者

イ 当該同一人自身の合算子法人等

ロ 当該同一人自身を合算子法人等とする法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条並びに次条第二項及び第三項において同じ。）及び当該法人等に準ずる者として内閣府令で定める者

ハ ロに掲げる者の合算子法人等（当該同一人自身及びイ又はロに掲げる者に該当するものを除く。）

二 当該同一人自身又はイからハまでに掲げる者の合算関連法人等（当該同一人自身及びイからハまでに掲げる者に該当するものを除く。）

ホ 会社以外の者（国及び外国政府を除く。）及び次号において同じ。）であつて、当該同一人自身の総株主等の議決権（法第三十二条第六項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権（同項に規定する議決権をいう。以下同じ。）を保有するもの

第十一条 銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この条において「同一人自身」という。）が当該金庫の子会社（法第三十二条第五項に規定する子会社をいう。次条において同じ。）でない場合の次に掲げる者（第八項及び第十一項において「受信合算対象者」という。）とする。

同一人自身が会社である場合における次に掲げる者

イ 当該同一人自身の子会社

ロ 当該同一人自身を子会社とする会社

ハ ロに掲げる会社の子会社（当該同一人自身及びイ又はロに掲げる会社に該当するものを除く。）

（新設）

二 会社以外の者であつて、当該同一人自身の総株主等の議決権（法第三十二条第六項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権（同項に規定する議決権をいう。以下同じ。）を保有するもの

う。以下同じ。)を保有するもの(口に掲げる者に該当するもののを除く。)

へ 会社以外の者であつて、口に掲げる者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有するもの(口に掲げる者に該当するものを除く。)

ト ホ又はへに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等(当該同一人自身及びイからへまでに掲げる者に該当するものを除く。)

チ トに掲げる者の合算子法人等及び合算関連法人等(当該同一人自身及びイからトまでに掲げる者に該当するものを除く。)

リ 当該同一人自身又は次に掲げる会社(第六項において「合算会社」という。)及びホ又はへに掲げる者(へに掲げる者にあつては、当該同一人自身を子会社とする会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する者に限る。(4)において同じ。)がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社(当該同一人自身及びイからニまで、ト又はチに掲げる者に該当するものを除く。)

(1) 当該同一人自身の子会社

(2) 当該同一人自身を子会社とする会社

(3) (2)に掲げる会社の子会社(当該同一人自身及び(1)又は(2)に掲げる会社に該当するものを除く。)

(4) ホ又はへに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社(当該同一人自身及び(2)に掲

ト 二又はホに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社(当該同一人自身及び口に掲げる会社に該当するものを除く。)及び当該会社の子会社(新設)

ト 当該同一人自身又はイからハまで若しくはへに掲げる会社(第四項において「合算会社」という。)及び二又はホに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社(イからハまで又はへに掲げる会社に該当するものを除く。)

げる会社に該当するものを除く。) 及び当該会社の子会社

二 同一人自身が会社以外の者である場合における次に掲げる者

イ 当該同一人自身がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社 (口及び第六項において「同一人支配会社」という。)

ロ 当該同一人自身及びその一若しくは二以上の同一人支配会社又は当該同一人自身の一若しくは二以上の同一人支配会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社 (イに掲げる者に該当するものを除く。)

前項に規定する合算子法人等とは、次に掲げる法人等をいう。

二 同一人自身が会社以外の者である場合における次に掲げる者

イ 当該同一人自身がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社 (以下この項及び第四項において「同一人支配会社」という。)

ロ 当該同一人自身及びその一若しくは二以上の同一人支配会社又は当該同一人自身の一若しくは二以上の同一人支配会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社 (イに掲げる会社に該当するものを除く。)

(新設)

一 他の法人等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関 (以下「意思決定機関」という。) を支配している法人等として内閣府令で定めるもの (連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる法人等として内閣府令で定めるもの (第三号及び次項において「受信者連結基準法人等」という。) に限る。以下この項において「実質親法人等」という。) がその意思決定機関を支配している他の法人等 (以下この項において「実質子法人等」という。)。この場合において、実質親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等がその意思決定機関を支配している他の法人等は、当該実質親法人等の実質子法人等とみなす。

二 子会社 (前号に掲げる法人等を除く。以下この号において「実質子法人等以外の子会社」という。)。この場合において、実質

親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等若しくは実質子法人等以外の子会社又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等若しくは実質子法人等以外の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社（前号に掲げる法人等を除く。）は、当該実質親法人等の実質子法人等以外の子会社とみなす。

三 前号に掲げる会社（受信者連結基準法人等に限る。）の実質子法人等（前二号に掲げる法人等を除く。）

3 | 第一項に規定する合算関連法人等とは、法人等（受信者連結基準法人等に限る。）又はその合算子法人等（前項に規定する合算子法人等をいう。以下この項において同じ。）が出資、取締役その他のこれに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（合算子法人等を除く。）として内閣府令で定めるものをいう。

4 | 第一項、第二項及びこの項において子会社とは、会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

（新設）

2 | 前項第一号に規定する子会社とは、会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

5 法第三十二条第七項の規定は、第一項、第二項及び前項の議決権

の割合を算定する場合について準用する。

6 第一項第一号リに掲げる会社及び同項第二号ロに掲げる会社は、

同項各号の規定の適用については、それぞれ合算会社及び同一人支配会社とみなす。

7 銀行法第十三条第一項本文に規定する信用の供与又は出資（信用

の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一（四）（略）

8 銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める区分は、同一人（同項本文に規定する同一人をいう。次項及び第十一項において同じ。）に対する信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。）とし、同項本文に規定

する政令で定める率は、百分の二十五とする。

（削る）

（削る）

3 法第三十二条第七項の規定は、第一項各号の場合においてこれら

の規定に規定する者が保有し、又は保有される議決権について準用する。

4 第一項第一号トに掲げる会社及び同項第二号ロに掲げる会社は、

同項各号の規定の適用については、それぞれ合算会社及び同一人支配会社とみなす。

5 銀行法第十三条第一項本文に規定する信用の供与又は出資として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一（四）（略）

6 銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める区分は、次に掲げる信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。）の区分とする。

一 銀行法第十三条第一項本文に規定する同一人（第八項及び第十
一項において「同一人」という。）に対する信用の供与等

二 同一人自身に対する信用の供与等

7 銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める率は、次の各
号に掲げる信用の供与等の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 前項第一号に掲げる信用の供与等 百分の四十
二 前項第二号に掲げる信用の供与等 百分の二十五

9 銀行法第十三条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一〇四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、当該金庫が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば当該金庫又は債務者等の業務の遂行に困難を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める理由

10 銀行法第十三条第二項前段に規定する政令で定める区分は、第八項に規定する信用の供与等の区分とし、同条第二項前段に規定する政令で定める率は、百分の二十五とする。

(削る)

8 銀行法第十三条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一〇四 (略)

五 前各号に掲げる理由に準ずるものとして内閣府令で定める理由

9 銀行法第十三条第二項前段に規定する政令で定める率は、第六項各号に掲げる信用の供与等の区分とする。

10 銀行法第十三条第二項前段に規定する政令で定める率は、次の各号に掲げる信用の供与等の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 前項において準用する第六項第一号に掲げる信用の供与等百 分の四十

二 前項において準用する第六項第二号に掲げる信用の供与等百 分の二十五

11 銀行法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

る。

一 第九項第一号に規定する場合において、当該金庫及びその子会社等（銀行法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）又はその子会社等が同号の債務者等による。

一 第八項第一号に規定する場合において、当該金庫及びその子会社等（銀行法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）又はその子会社等が同号の債務者等による。

対して合算して銀行法第十三条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業（第九項第二号及び第三号に規定する事業を除く。次号において同じ。）の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 （略）

三 第九項第二号又は第三号に規定する債務者等に対して、当該金庫及びその子会社等又はその子会社等が合算して合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。

四 （略）

五 前各号に掲げるもののほか、当該金庫及びその子会社等又はその子会社等が合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば当該金庫及びその子会社等若しくはその子会社等又は債務者等の業務の遂行に困難を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める理由

12 銀行法第十三項第一号に規定する政令で定める信用の供与等は、次に掲げるものに対する信用の供与等（政府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものを除く。）とする。

対して合算して銀行法第十三条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業（第八項第二号及び第三号に規定する事業を除く。次号において同じ。）の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 （略）

三 第八項第二号又は第三号に規定する債務者等に対して、当該金庫及びその子会社等又はその子会社等が合算して合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。

四 （略）

五 前各号に掲げる理由に準ずるものとして内閣府令で定める理由

12 銀行法第十三項第三項に規定する政令で定める信用の供与等は、信用金庫にあつては独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人住宅金融支援機構又は沖縄振興開発金融公庫に対する勤労者財産形成促進法第十一条に規定する資金の貸付けとし、信用金庫連合会にあつては次に掲げる法人に対する信用の供与等（政府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものを除く。）とする。

一 (略)

二 特別の法律により設立された法人（前号に該当する法人を除く。）で、國、同号に掲げる法人及び地方公共団体以外の者の出資のないもののうち、当該特別の法律により債券を発行することができる法人

三 日本銀行

四 外国政府等（外国政府、外国の中央銀行及び国際機関をいう。）で金融庁長官が定めるもの

（金庫の特定関係者）

第十一条の二 銀行法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 当該金庫の子会社（法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。）その他の子法人等及び関連法人等

二(四) (略)

2 前項及びこの項において親法人等とは、他の法人等の意思決定機関を支配している法人等として内閣府令で定めるものをいい、子法人等とは、親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

一 (略)

二 特別の法律により設立された法人（前号に該当する法人を除く。）で、國、同号に掲げる法人及び地方公共団体以外の者の出資のないもののうち、当該特別の法律により債券を発行することができる法人

(新設)
(略)

（金庫の特定関係者）

第十一条の二 銀行法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 当該金庫の子会社その他の子法人等及び関連法人等

二(四) (略)

2 前項に規定する親法人等とは、他の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。））をいい。以下この条において同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している法人等として内閣府令で定めるものをいい、前項に規定する子法人等とは、親法人等によりその意思決定機関を支配している他の法人等をいい。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

3

(略)

3

(略)

他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

改 正 案

現 行

（銀行法を準用する場合の読み替え）

第五条 法第十七条の規定により銀行法を準用する場合（同法第十二条の三を準用する場合を除く。）においては、同法の規定中「外国銀行代理業務」とあるのは「長期信用銀行法第六条の二第一項に規定する外国銀行代理業務」と、「所属外国銀行」とあるのは「長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する所属外国銀行」と、「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「長期信用銀行代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定長期信用銀行代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再受託者」と、「第二条第十四項各号」と、「加入銀行」とあるのは「长期信用銀行法第十六条の五第二項各号」と、「加入銀行」とあるのは「加入長期信用銀行」と、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約（长期信用銀行法第十六条の八第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。）」と、「苦情処理手続」とあるのは「苦情処理手續（长期信用銀行法第十六条の八第一項に規定する苦情処理手續をいう。）」と、「紛争解決手続」とあるのは「紛争解

（銀行法を準用する場合の読み替え）

第五条 法第十七条の規定により銀行法を準用する場合（同法第十二条の三を準用する場合を除く。）においては、同法の規定中「外国銀行代理業務」とあるのは「長期信用銀行法第六条の二第一項に規定する外国銀行代理業務」と、「所属外国銀行」とあるのは「長期信用銀行法第六条の三第一項に規定する所属外国銀行」と、「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「長期信用銀行代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定長期信用銀行代理行為」と、「銀行代理業再委託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再委託者」と、「銀行代理業再受託者」とあるのは「長期信用銀行代理業再受託者」と、「第二条第十四項各号」と、「加入銀行」とあるのは「长期信用銀行法第十六条の五第二項各号」と、「加入銀行」とあるのは「加入長期信用銀行」と、「手續実施基本契約」とあるのは「手續実施基本契約（长期信用銀行法第十六条の八第一項第八号に規定する手續実施基本契約をいう。）」と、「苦情処理手續」とあるのは「苦情処理手續（长期信用銀行法第十六条の八第一項に規定する苦情処理手續をいう。）」と、「紛争解決手續」とあるのは「紛争解

決手続（長期信用銀行法第十六条の八第一項に規定する紛争解決手続をいう。）と、「銀行業務関連苦情」とあるのは「長期信用銀行業務関連苦情（長期信用銀行法第十六条の八第二項に規定する長期信用銀行業務関連苦情をいう。）」と、「銀行業務関連紛争」とあるのは「長期信用銀行業務関連紛争（長期信用銀行法第十六条の八第二項に規定する長期信用銀行業務関連紛争をいう。）」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定		
特別事業再生会社	第十六条の三第一項 前条第一項第一号から第六号まで、第十 一号、第十二号の二及び第十三号	(略)
同号に規定する内	前条第一項第一号から第六号まで、第十 一号、第十二号の二及び第十三号	(略)

決手続（長期信用銀行法第十六条の八第一項に規定する紛争解決手続をいう。）と、「銀行業務関連苦情」とあるのは「長期信用銀行業務関連苦情（長期信用銀行法第十六条の八第二項に規定する長期信用銀行業務関連苦情をいう。）」と、「銀行業務関連紛争」とあるのは「長期信用銀行業務関連紛争（長期信用銀行法第十六条の八第二項に規定する長期信用銀行業務関連紛争をいう。）」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える銀行法の規定		
特別事業再生会社	第十六条の三第一項 前条第一項第一号から第六号まで、第十 一号、第十二号の二及び第十三号	(略)
同号に規定する内	前条第一項第一号から第六号まで、第十 一号、第十二号の二及び第十三号	(略)

第五十二条の六十一 第二項	(略)		
銀行等が前項	(略)	総株主等の議決権	閣府令で定める要件に該当しない会社（第七項において「特別事業再生会社」という。）
長期信用銀行等（ 长期信用銀行法第 十六条の七に規定 する长期信用銀行 等をいう。以下同 じ。）が同条	(略)	総株主又は総出資者 の議決権（以下 この条及び第五十 二条の二十四にお いて「総株主等の 議決権」という。）	

第五十二条の六十一 第二項	(略)		
銀行等が前項	(略)	総株主等の議決権	閣府令で定める要件に該当しない会社（第七項において「特別事業再生会社」という。）
長期信用銀行等（ 十六条の七に規定する長期信用銀行等をいう。以下同じ。）が同条	(略)	総株主又は総社員の議決権（以下の条及び第五十二条の二十四において「総株主等の議決権」という。）	

			当該銀行等
第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）並びに第五十七条の七第二項	第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで	第三十八条、第四十一条、第五十二条の三十六第二項及び第三項	第三十八条、第四十一条、第五十二条の三十六第二項及び第三項
第五十六条（第十号に係る部分に限る。）並びに第五十七条の七第二項	第五十二条の四十五の二を除く。）及び同法第十七条の二	第三十八条	当該長期信用銀行等

			当該銀行等
第五十六条（第十一号に係る部分に限る。）並びに第五十七条の七第二項	第五十二条の四十三から第五十二条の五十六まで	第三十八条、第四十一条、第五十二条の三十六第二項及び第三項	第三十八条、第四十一条、第五十二条の三十六第二項及び第三項
第五十六条（第十号に係る部分に限る。）並びに第五十七条の七第二項	第五十二条の四十五の二を除く。）及び同法第十七条の二	第三十八条	当該長期信用銀行等

第九章及び第十章	同法第二十三条の二から第二十七条まで及び第三十条から第三十一条まで	銀行等	第五十二条の六十一 〔第三項〕	略	2～4　（略）	（銀行法施行令の準用）	第六条　銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号。以下「施行令」という。）第一条の規定は法第十七条において準用する銀行法（以下この項において「銀行法」という。）第三条の二第一項第六号に規定する政令で定める特別な関係について、施行令第四条の規定は銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係にある者、信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるもの、政令で定める区分及び政令で定める率、同項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由、
----------	-----------------------------------	-----	--------------------	---	---------	-------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第九章及び第十章		同法第二十三条の 二から第二十七条 まで及び第三十条 から第三十二条ま で
(略)	(新設)	
(略)	(新設)	
(略)	(新設)	

同条第二項前段に規定する政令で定める区分及び政令で定める率、同項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由並びに同条第三項に規定する政令で定める信用の供与等について、施行令第四条の二の規定は銀行法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者について、施行令第四条の二の規定は銀行法第十三条の三の二の規定は銀行法第十三条の三の二第二項に規定する政令で定める者及び政令で定める金融業を行う者並びに同条第三項に規定する政令で定める者及び政令で定める金融業を行う者について、施行令第四条の二の規定は銀行法第十三条の三の二第二項に規定する政令で定める者及び政令で定める金融業を行う政令で定める者及び政令で定める金融業を行う者並びに同条第三項に規定する政令で定める者及び政令で定める金融業を行う者について、施行令第五条の規定は銀行法第十五条第一項に規定する政令で定める日について、施行令第五条の規定は銀行法第二十九条に規定する政令で定めるところ及び資産のうち政令で定める日について、施行令第五条の二の規定は銀行法第二十九条に規定する政令で定める日について、施行令第五条の二の規定は銀行法第二十九条に規定する政令で定めるところ及び資産のうち政令で定める日について、施行令第六条の規定は銀行法第三十条第二項及び第三項について、施行令第六条の規定は銀行法第三十条第二項及び第三項に規定する政令で定めるものについて、施行令第七条の規定は銀行法第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定めるものについて、施行令第八条の規定は銀行法第三十四条第一項及び第三十五条第一項ただし書に規定する政令で定める債権者について、施行令第八条の規定は法第十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める債権者について、施行令第八条の規定は法第十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める債権者について、施行令第八条の規定は法第十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める債権者について、施行令第十四条の七の規定は銀行法第五十二条の二の八に規定する政令で定める特殊の関係のある二の八に規定する政令で定める特殊の関係のある者について、施行令第十四条の七の規定は銀行法第五十二条の二の八に規定する政令で定める特殊の関係のある者について、施行令第十五条の規定は法第十六条の二第一項に規定する政令で定める法人について、施行令第十五条の四の規定は法第十六条の二第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為について、施行令第十五条の四の規定は法第十六条の二第一項第三号

政令で定める率、同項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由並びに同条第三項に規定する政令で定める特殊の関係のある者について、施行令第四条の二の規定は銀行法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者について、施行令第六条の規定は銀行法第三十条第二項及び第三項に規定する政令で定める債権者について、施行令第八条の規定は法第十六条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める債権者について、施行令第十四条の七の規定は銀行法第五十二条の二の八に規定する政令で定める特殊の関係のある者について、施行令第十五条の規定は法第十六条の二第一項に規定する政令で定める法人について、施行令第十五条の四の規定は法第十六条の二第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為について、施行令第十五条の四の規定は法第十六条の二第一項第三号

に規定する政令で定める取引又は行為について、施行令第十六条の二の規定は法第十六条の二の四第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為について、施行令第十六条の二の二の規定は銀行法第五十二条の二十一の二第二項に規定する政令で定める者及び政令で定める金融業を行う者並びに同条第三項に規定する政令で定める金融業を行う者並びに同条第三項に規定する政令で定める者及び政令で定める金融業を行う者について、施行令第十六条の二の三の規定は銀行法第五十二条の二十二第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者、信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるもの、政令で定める区分及び政令で定める率、同項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由並びに同条第二項に規定する政令で定める信用の供与等について、施行令第十六条の二の四の規定は銀行法第五十二条の三十五第二項に規定する政令で定めるものについて、施行令第十六条の三の規定は銀行法第五十二条の三十五第三項に規定する政令で定めるものについて、施行令第十六条の七の規定は銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する政令で定める日について準用する。

施行令第十六条の二の規定は法第十六条の二の四第一項第三号に規定する政令で定める取引又は行為について、施行令第十六条の二の二の規定は銀行法第五十二条の二十一の二第二項に規定する政令で定める者及び政令で定める金融業を行う者並びに同条第三項に規定する政令で定める者及び政令で定める金融業を行う者について、施行令第十六条の二の三の規定は銀行法第五十二条の二十二第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者、信用の供与又は出資として政令で定めるもの、政令で定める区分及び政令で定める率、同項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由並びに同条第二項に規定する政令で定める信用の供与等について、施行令第十六条の二の四の規定は銀行法第五十二条の三十五第二項に規定する政令で定めるものについて、施行令第十六条の三の規定は銀行法第五十二条の三十五第三項に規定する政令で定めるものについて、施行令第十六条の七の規定は銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する政令で定める日について準用する。

2 前項の場合において、施行令中「銀行」とあるのは「長期信用銀行」と、「銀行持株会社」とあるのは「長期信用銀行持株会社」と、「銀行主要株主」とあるのは「長期信用銀行主要株主」と、「所属銀行」とあるのは「所属長期信用銀行」と、「銀行代理業者」とあるのは「長期信用銀行代理業者」と、「銀行代理業」とあるのは「長期信用銀行代理業」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特

2 前項の場合において、施行令中「銀行」とあるのは「長期信用銀行」と、「銀行持株会社」とあるのは「長期信用銀行持株会社」と、「銀行主要株主」とあるのは「長期信用銀行主要株主」と、「所属銀行」とあるのは「所属長期信用銀行」と、「銀行代理業者」とあるのは「長期信用銀行代理業者」と、「銀行代理業」とあるのは「長期信用銀行代理業」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定銀行代理業」である。

定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定長期信用銀行代理行為」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条第一項第一号		本 第四条第一項第一号	第四条第一項	規定 読み替える施行令の 読み替えられる字句
法第二条第八項	同項	法第二条第六項	法第二条第十三項	読み替えられる字句
長期信用銀行法第 第十一号イ	長期信用銀行法第 十三条の二第一項	長期信用銀行法第 十七条において準 用する法第十六条	长期信用銀行法第 十六条の四第一項	読み替える字句

定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定長期信用銀行代理行為」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(新設)		二 第四条第一項第一号	第四条第一項	規定 読み替える施行令の 読み替えられる字句
(新設)	同項	法第二条第六項	法第二条第十三項 法第二条第八項	読み替えられる字句
(新設)	第十一号イ	长期信用銀行法第 十三条の二第一項	同法第十六条の四 第一条 长期信用銀行法第 十七条において準 用する法第十六条	読み替える字句

		第四条第七項第二号	第四条第四項	リ
(略)	同条第十項	法第二条第九項	法第二条第十一項	
(略)	同条第五項	長期信用銀行法第 十六条の二の二第一項	十三条の二第三項	十三条の二第二項

			第四条第二項
(略)		第四条第五項第三号	法第二条第十一項
(略)	同条第十項	法第二条第九項 一項	長期信用銀行法第 十三条の二第三項
(略)	同条第五項	長期信用銀行法第 十六条の二の二第一項	長期信用銀行法第 十三条の二第三項

第八条（略） （財務局長等への権限の委任）

第八条（略） （財務局長等への権限の委任）

2 前項各号に掲げる権限で長期信用銀行の本店以外の営業所その他の施設（当該長期信用銀行を所属長期信用銀行（法第十六条の五第三項に規定する所属長期信用銀行をいう。以下この項において同じ。）とする長期信用銀行代理業者の営業所又は事務所その他の施設を含む。）又はその子法人等（銀行法第二十四条第二項に規定する子法人等をいう。）若しくは当該長期信用銀行を所属長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者以外の者で当該長期信用銀行から業務

2 前項各号に掲げる権限で長期信用銀行の本店以外の営業所その他の施設（当該長期信用銀行を所属長期信用銀行（法第十六条の五第三項に規定する所属長期信用銀行をいう。以下この項において同じ。）とする長期信用銀行代理業者の営業所又は事務所その他の施設を含む。）又はその子法人等（銀行法第二十四条第二項に規定する子法人等をいう。）若しくは当該長期信用銀行を所属長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者以外の者で当該長期信用銀行から業務

の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3
（略）

第十一条　（略）

2　前項各号に掲げる権限で長期信用銀行持株会社の主たる事務所以外の事務所その他の施設又はその子法人等（銀行法第五十二条の三十一第二項に規定する子法人等をいう。）若しくは当該長期信用銀行持株会社から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）（以下この項において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3
（略）

第十一条　（略）

2　前項各号に掲げる権限で長期信用銀行持株会社の主たる事務所以外の事務所その他の施設又はその子法人等（銀行法第五十二条の三十一第二項に規定する子法人等をいう。）若しくは当該長期信用銀行持株会社から業務の委託を受けた者（以下この項において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3
（略）

第十一条　（略）

の委託を受けた者（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

六 協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）

改 正 案

現 行

（同一人に対する信用の供与等）

第三条 法第六条第一項において準用する銀行法（以下この条から第四条の二まで、第六条及び第七条において「銀行法」という。）第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この項において「同一人自身」という。）が当該信用協同組合等（信用協同組合又は信用協同組合連合会をいう。以下同じ。）の合算子法人等及び合算関連法人等でない場合の次に掲げる者（当該信用協同組合等の合算子法人等及び合算関連法人等を除く。第九項及び第十一項において「受信合算対象者」という。）とする。

同一同一人自身が会社である場合における次に掲げる者

- イ 当該同一人自身の合算子法人等
- ロ 当該同一人自身を合算子法人等とする法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条並びに次条第二項及び第三項において同じ。）及び当該法人等に準ずる者として内閣府令で定める者

ハ 口に掲げる者の合算子法人等（当該同一人自身及びイ又はロに掲

（同一人に対する信用の供与等）

第三条 法第六条第一項において準用する銀行法（以下この条から第四条の二まで、第六条及び第七条において「銀行法」という。）第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この条において「同一人自身」という。）が当該信用協同組合等（信用協同組合又は信用協同組合連合会をいう。以下同じ。）の子会社（法第四条第一項に規定する子会社をいう。次条において同じ。）でない場合の次に掲げる者（第八項及び第十一項において「受信合算対象者」という。）とする。

同一同一人自身が会社である場合における次に掲げる者

- イ 当該同一人自身の子会社
- ロ 当該同一人自身を子会社とする会社

に掲げる者に該当するものを除く。)

二| 当該同一人自身又はイからハまでに掲げる者の合算関連法人

等（当該同一人自身及びイからハまでに掲げる者に該当するもの）を除く。）

げる会社に該当するものを除く。）

（新設）

ホ| 会社以外の者（国及び外国政府を除く。）及び次号において同じ。）であつて、当該同一人自身の総株主等の議決権（法第

四条第一項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権（同項に規定する議決権をいう。

の百分の五十を超える議決権（同項に規定する議決権をいう。以下同じ。）を保有するもの（口に掲げる者に該当するものを除く。）

ヘ| 会社以外の者であつて、口に掲げる者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有するもの（口に掲げる者に該当するものを除く。）

ト| ホ又はヘに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等（当該同一人自身及びイからハまでに掲げる者に該当するものを除く。）

チ| トに掲げる者の合算子法人等及び合算関連法人等（当該同一人自身及びイからトまでに掲げる者に該当するものを除く。）

リ| 当該同一人自身又は次に掲げる会社（第六項において「合算会社」という。）及びホ又はヘに掲げる者（ヘに掲げる者にあつては、当該同一人自身を子会社とする会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する者に限る。（4）において同じ。）がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決

二| 会社以外の者であつて、当該同一人自身の総株主等の議決権（法第四条第一項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権（同項に規定する議決権をいう。以下同じ。）を保有するもの

ホ| 会社以外の者であつて、当該同一人自身を子会社とする会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有するもの（ニ又はホに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社（当該同一人自身及び口に掲げる会社に該当するものを除く。）及び当該会社の子会社）

（新設）

ト| 当該同一人自身又はイからハまで若しくはヘに掲げる会社（第四項において「合算会社」という。）及びニ又はホに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社（イからハまで又はヘに掲げる会社に該当するものを除く。）

権を保有する他の会社（当該同一人自身及びイからニまで、ト又はチに掲げる者に該当するものを除く。）

(1) 当該同一人自身の子会社

(2) 当該同一人自身を子会社とする会社

(3) (2)に掲げる会社の子会社（当該同一人自身及び(1)又は(2)に掲げる会社に該当するものを除く。）

(4)

ホ又はヘに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社（当該同一人自身及び(2)に掲げる会社に該当するものを除く。）

二 同一人自身が会社以外の者である場合における次に掲げる者

イ 当該同一人自身がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社（ロ及び第六項において「同一人支配会社」という。）

ロ 当該同一人自身及びその一若しくは二以上の同一人支配会社又は当該同一人自身の一若しくは二以上の同一人支配会社がそ

の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社（イに掲げる者に該当するものを除く。）

前項に規定する合算子法人等とは、次に掲げる法人等をいう。

2|

一 他の法人等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（以下「意思決定機関」という。）を支配している法人等として内閣

府令で定めるもの（連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる法人等として内閣府令で定めるもの（第三号及び次項において「受信者連結基準法人等」という。）に限る。以下

二 同一人自身が会社以外の者である場合における次に掲げる者

イ 当該同一人自身がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社（以下この項及び第四項において「同一人支配会社」という。）

ロ 当該同一人自身及びその一若しくは二以上の同一人支配会社又は当該同一人自身の一若しくは二以上の同一人支配会社がそ

の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社（イに掲げる会社に該当するものを除く。）

前項に規定する合算子法人等とは、次に掲げる法人等をいう。

(新設)

この項において「実質親法人等」という。)がその意思決定機関を支配している他の法人等(以下この項において「実質子法人等」という。)。この場合において、実質親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等がその意思決定機関を支配している他の法人等は、当該実質親法人等の実質子法人等とみなす。

二 子会社(前号に掲げる法人等を除く。以下この号において「実質子法人等以外の子会社」という。)。この場合において、実質親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等若しくは実質子法人等以外の子会社又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等若しくは実質子法人等以外の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社(前号に掲げる法人等を除く。)は、当該実質親法人等の実質子法人等以外の子会社とみなす。

三 前号に掲げる会社(受信者連結基準法人等に限る。)の実質子法人等(前二号に掲げる法人等を除く。)

3 | 第一項に規定する合算関連法人等とは、法人等(受信者連結基準法人等に限る。)又はその合算子法人等(前項に規定する合算子法人等をいう。以下この項において同じ。)が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが

(新設)

できる他の法人等（合算子法人等を除く。）として内閣府令で定めるものをいう。

4 | 第一項、第二項及びこの項において子会社とは、会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

5 | 法第四条第二項の規定は、第一項、第二項及び前項の議決権の割合を算定する場合について準用する。

6 | 第一項第一号リに掲げる会社及び同項第二号ロに掲げる会社は、同項各号の規定の適用については、それぞれ合算会社及び同一人支配会社とみなす。

7 | 銀行法第十三条第一項本文に規定する信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四 （略）

8 | 銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める区分は、同一人（同項本文に規定する同一人をいう。次項及び第十一項において同じ。）に対する信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。）とし、同項本文に規定する政令で定める率は、百分の二十五とする。

2 | 前項第一号に規定する子会社とは、会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

3 | 法第四条第二項の規定は、第一項各号の場合においてこれらの規定に規定する者が保有し、又は保有される議決権について準用する。

4 | 第一項第一号トに掲げる会社及び同項第二号ロに掲げる会社は、同項各号の規定の適用については、それぞれ合算会社及び同一人支配会社とみなす。

5 | 銀行法第十三条第一項本文に規定する信用の供与又は出資として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～四 （略）

6 | 銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める区分は、次に掲げる信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。）の区分とする。

(削る)

(削る)
(削る)

9 銀行法第十三条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一(四) (略)

五 前各号に掲げるもののほか、当該信用協同組合等が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば当該信用協同

組合等又は債務者等の事業の遂行に困難を生ずるおそれがあるものとして内閣府令で定める理由

10 銀行法第十三条第二項前段に規定する政令で定める区分は、第八

項に規定する信用の供与等の区分とし、同条第二項前段に規定する政令で定める率は、百分の二十五とする。

(削る)

一 銀行法第十三条第一項本文に規定する同一人（第八項及び第十
一項において「同一人」という。）に対する信用の供与等
二 同一人自身に対する信用の供与等

7 銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める率は、次の各
号に掲げる信用の供与等の区分に応じ、当該各号に定める率とする
。|

一| 前項第一号に掲げる信用の供与等 百分の四十

二| 前項第二号に掲げる信用の供与等 百分の二十五

8 銀行法第十三条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得
ない理由は、次に掲げる理由とする。

一(四) (略)

五 前各号に掲げる理由に準ずるものとして内閣府令で定める理由

9 銀行法第十三条第二項前段に規定する政令で定める区分は、第六
項各号に掲げる信用の供与等の区分とする。

10 銀行法第十三条第二項前段に規定する政令で定める率は、次の各
号に掲げる信用の供与等の区分に応じ、当該各号に定める率とする
。|

一| 前項において準用する第六項第一号に掲げる信用の供与等 百
分の四十

銀行法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 第九項第一号に規定する場合において、当該信用協同組合等及びその子会社等（銀行法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）又はその子会社等が同号の債務者等に対して合算して銀行法第十三条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業（第九項第二号及び第三号に規定する事業を除く。次号において同じ。）の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 （略）

三 第九項第二号又は第三号に規定する債務者等に対して、当該信用協同組合等及びその子会社等又はその子会社等が合算して合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。

四 （略）

五 前各号に掲げるもののほか、当該信用協同組合等及びその子会社等又はその子会社等が合算信用供与等限度額を超えて信用の供

二 前項において準用する第六項第二号に掲げる信用の供与等百分の二十五

銀行法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 第八項第一号に規定する場合において、当該信用協同組合等及びその子会社等（銀行法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）又はその子会社等が同号の債務者等に対して合算して銀行法第十三条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業（第八項第二号及び第三号に規定する事業を除く。次号において同じ。）の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 （略）

三 第八項第二号又は第三号に規定する債務者等に対して、当該信用協同組合等及びその子会社等又はその子会社等が合算して合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。

四 （略）

五 前各号に掲げる理由に準ずるものとして内閣府令で定める理由

与等をしないこととすれば当該信用協同組合等及びその子会社等

若しくはその子会社等又は債務者等の事業の遂行に困難を生ずる
おそれがあるものとして内閣府令で定める理由

12 銀行法第十三条第三項第一号に規定する政令で定める信用の供与等は、次に掲げるものに対する信用の供与等（政府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものを除く。）とする。

12 銀行法第十三条第三項に規定する政令で定める信用の供与等は、信用協同組合にあつては独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人住宅金融支援機構又は沖縄振興開発金融公庫に対する勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第十一條に規定する資金の貸付けとし、信用協同組合連合会にあつては次に掲げる法人に対する信用の供与等（政府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものを除く。）とする。

一・二（略）

三|日本銀行

四|外国政府等（外国政府、外国の中央銀行及び国際機関をいう。）で金融庁長官が定めるもの

（信用協同組合等の特定関係者）

第三条の二 銀行法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 当該信用協同組合等の子会社（法第四条第一項に規定する子会社をいう。）その他の子法人等及び関連法人等

二・四（略）

2 前項及びこの項において親法人等とは、他の法人等の意思決定機関を支配している法人等として内閣府令で定めるものをいい、子法

（信用協同組合等の特定関係者）

第三条の二 銀行法第十二条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 当該信用協同組合等の子会社その他の子法人等及び関連法人等

二・四（略）

2 前項に規定する親法人等とは、他の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。

人等とは、親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

3 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第七条 法第七条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（次条第一項において「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、信用協同組合に関するものに限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第五号から第六号の二までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第三条第一項（第二号に係る部分を除く。）、第四条の二第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項ただし書、第四条の三第二項ただし書、第五条の二第一項ただし書並びに第七条の四ただし書の規定並びに第七条の四ただし書の規定並びに銀行法第十三条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）、第十三条の二ただし書及び第三十七

）をいう。以下この条において同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している法人等として内閣府令で定めるものをいい、前項に規定する子法人等とは、親法人等によりその意思決定機関を支配している他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

3 (略)

(財務局長等への権限の委任)

第七条 法第七条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（次条第一項において「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、信用協同組合に関するものに限り、その主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第五号から第六号の二までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第三条第一項、第四条の二第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項ただし書、第四条の三第二項ただし書、第五条の二第一項ただし書並びに第七条の四ただし書の規定並びに銀行法第十三条第一項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）、第十三条の二ただし書及び第三十七

三条の二ただし書及び第三十七条第一項第三号の規定による認可

及び承認

条第一項第三号の規定による認可及び承認

二〇八 (略)

2

前項第五号及び第六号に掲げる権限で信用協同組合の従たる事務所その他の施設（当該信用協同組合を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者の営業所又は事務所その他の施設を含む。）又は当該信用協同組合の子法人等（法第六条第一項において準用する銀行法第二十四条第二項に規定する子法人等をいう。）若しくは当該信用協同組合を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者以外の者で当該信用協同組合から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについて、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3

(略)

二〇八 (略)

2

前項第五号及び第六号に掲げる権限で信用協同組合の従たる事務所その他の施設（当該信用協同組合を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者の営業所又は事務所その他の施設を含む。）又は当該信用協同組合の子法人等（法第六条第一項において準用する銀行法第二十四条第二項に規定する子法人等をいう。）若しくは当該信用協同組合を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者以外の者で当該信用協同組合から業務の委託を受けた者（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3

(略)

改 正 案

（同一人に対する信用の供与等）

第五条 銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この項において「同一人自身」という。）が当該金庫の合算子法人等及び合算関連法人等でない場合の次に掲げる者（当該金庫の合算子法人等及び合算関連法人等を除く。第九項及び第十一項において「受信合算対象者」という。）とする。

現 行

（同一人に対する信用の供与等）

第五条 銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この条において「同一人自身」という。）が当該金庫の子会社（法第三十二条第五項に規定する子会社をいう。次条において同じ。）でない場合の次に掲げる者（第八項及び第十一項において「受信合算対象者」という。）とする。

同一人自身が会社である場合における次に掲げる者

イ 当該同一人自身の合算子法人等

ロ 当該同一人自身を合算子法人等とする法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。））をいう。以下この条並びに次条第二項及び第三項において同じ。）及び当該法人等に準ずる者として内閣府令・厚生労働省令で定める者

同一人自身が会社である場合における次に掲げる者

イ 当該同一人自身の子会社

ロ 当該同一人自身を子会社とする会社

ハ ロに掲げる者の合算子法人等（当該同一人自身及びイ又はロに掲げる者に該当するものを除く。）

二 | 二 | 当該同一人自身又はイからハまでに掲げる者の合算関連法人等（当該同一人自身及びイからハまでに掲げる者に該当するも

ハ ロに掲げる会社の子会社（当該同一人自身及びイ又はロに掲げる会社に該当するものを除く。）
(新設)

のを除く。)

ホ 会社以外の者（国及び外国政府を除く。）及び次号において
同じ。）であつて、当該同一人自身の総株主等の議決権（法第
三十二条第五項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ
。）の百分の五十を超える議決権（同項に規定する議決権をい
う。以下同じ。）を保有するもの（口に掲げる者に該当するも
のを除く。）

ヘ 会社以外の者であつて、口に掲げる者の総株主等の議決権の
百分の五十を超える議決権を保有するもの（口に掲げる者に該
当するものを除く。）

ト ホ又はヘに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を
超える議決権を保有する法人等（当該同一人自身及びイからヘ
までに掲げる者に該当するものを除く。）

チ トに掲げる者の合算子法人等及び合算関連法人等（当該同一

人自身及びイからトまでに掲げる者に該当するものを除く。）

リ 当該同一人自身又は次に掲げる会社（第六項において「合算
会社」という。）及びホ又はヘに掲げる者（ヘに掲げる者にあ
つては、当該同一人自身を子会社とする会社の総株主等の議決
権の百分の五十を超える議決権を保有する者に限る。（4）におい
て同じ。）がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決
権を保有する他の会社（当該同一人自身及びイからニまで、ト
又はチに掲げる者に該当するものを除く。）
(1) 当該同一人自身の子会社

二 会社以外の者であつて、当該同一人自身の総株主等の議決権
(法第三十二条第五項に規定する総株主等の議決権をいう。以
下同じ。) の百分の五十を超える議決権（同項に規定する議決
権をいう。以下同じ。）を保有するもの

ホ 会社以外の者であつて、当該同一人自身を子会社とする会社
の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有するも
の。

ヘ ニ又はホに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を
超える議決権を保有する会社（当該同一人自身及び口に掲げる
会社に該当するものを除く。）及び当該会社の子会社

（新設）

ト 当該同一人自身又はイからハまで若しくはヘに掲げる会社（
第四項において「合算会社」という。）及びニ又はホに掲げる
者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有
する他の会社（イからハまで又はヘに掲げる会社に該当するも
のを除く。）

当該同一人自身を子会社とする会社

(3) (2)に掲げる会社の子会社（当該同一人自身及び(1)又は(2)に掲げる会社に該当するものを除く。）

(4) ホ又はヘに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社（当該同一人自身及び(2)に掲げる会社に該当するものを除く。）及び当該会社の子会社

二 同一人自身が会社以外の者である場合における次に掲げる者
イ 当該同一人自身がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社（ロ及び第六項において「同一人支配会社」という。）

ロ 当該同一人自身及びその一若しくは二以上の同一人支配会社又は当該同一人自身の一若しくは二以上の同一人支配会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社（イに掲げる者に該当するものを除く。）

前項に規定する合算子法人等とは、次に掲げる法人等をいう。

一 他の法人等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（以

下「意思決定機関」という。）を支配している法人等として内閣

府令・厚生労働省令で定めるもの（連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる法人等として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（第三号及び次項において「受信者連結基準法人人等」という。）に限る。以下この項において「実質親法人等」という。）がその意思決定機関を支配している他の法人等（以下の項において「実質子法人等」という。）。この場合において

当該同一人自身を子会社とする会社

(3) (2)に掲げる会社の子会社（当該同一人自身及び(1)又は(2)に掲げる会社に該当するものを除く。）

(4) ホ又はヘに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社（当該同一人自身及び(2)に掲げる会社に該当するものを除く。）及び当該会社の子会社

二 同一人自身が会社以外の者である場合における次に掲げる者
イ 当該同一人自身がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社（以下この項及び第四項において「同一人支配会社」という。）

ロ 当該同一人自身及びその一若しくは二以上の同一人支配会社又は当該同一人自身の一若しくは二以上の同一人支配会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社（イに掲げる会社に該当するものを除く。）

前項に規定する合算子法人等とは、次に掲げる法人等をいう。

一 他の法人等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（以

下「意思決定機関」という。）を支配している法人等として内閣

府令・厚生労働省令で定めるもの（連結してその計算書類その他の書類を作成するものとされる法人等として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（第三号及び次項において「受信者連結基準法人人等」という。）に限る。以下この項において「実質親法人等」という。）がその意思決定機関を支配している他の法人等（以下の項において「実質子法人等」という。）。この場合において

(新設)

二 同一人自身が会社以外の者である場合における次に掲げる者

イ 当該同一人自身がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社（以下この項及び第四項において「同一人支配会社」という。）

（新設）

、実質親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等がその意思決定機関を支配している他の法人等は、当該実質親法人等の実質子法人等とみなす。

二 子会社（前号に掲げる法人等を除く。以下この号において「実質子法人等以外の子会社」という。）。この場合において、実質親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等若しくは実質子法人等以外の子会社又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等若しくは実質子法人等以外の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社（前号に掲げる法人等を除く。）は、当該実質親法人等の実質子法人等以外の子会社とみなす。

三 前号に掲げる会社（受信者連結基準法人等に限る。）の実質子法人等（前二号に掲げる法人等を除く。）

3 | 第一項に規定する合算関連法人等とは、法人等（受信者連結基準法人等に限る。）又はその合算子法人等（前項に規定する合算子法人等をいう。以下この項において同じ。）が出資、取締役その他これらに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（合算子法人等を除く。）として内閣府令・厚生労働省令で定めるものをいう。

(新設)

4 | 第一項、第二項及びこの項において子会社とは、会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

5 | 法第三十二条第六項の規定は、第一項、第二項及び前項の議決権の割合を算定する場合について準用する。

6 | 第一項第一号リに掲げる会社及び同項第二号ロに掲げる会社は、同項各号の規定の適用については、それぞれ合算会社及び同一人支配会社とみなす。

7 | 銀行法第十三条第一項本文に規定する信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇四 （略）

8 | 銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める区分は、同一人（同項本文に規定する同一人をいう。次項及び第十一項において同じ。）に対する信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。）とし、同項本文に規定する政令で定める率は、百分の二十五とする。

（削る）

2 | 前項第一号に規定する子会社とは、会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

3 | 法第三十二条第六項の規定は、第一項各号の場合においてこれら の規定に規定する者が保有し、又は保有される議決権について準用する。

4 | 第一項第一号トに掲げる会社及び同項第二号ロに掲げる会社は、同項各号の規定の適用については、それぞれ合算会社及び同一人支配会社とみなす。

5 | 銀行法第十三条第一項本文に規定する信用の供与又は出資として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇四 （略）

6 | 銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める区分は、次に掲げる信用の供与等（同項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。）の区分とする。

一 | 銀行法第十三条第一項本文に規定する同一人（第八項及び第十項において「同一人」という。）に対する信用の供与等

(削る)

(削る)

9|

銀行法第十三条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一～五 (略)

六 前各号に掲げるもののほか、当該金庫が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば当該金庫又は債務者等の業務の遂行に困難を生ずるおそれがあるものとして内閣府令・厚生労働省令で定める理由

10|

銀行法第十三条第二項前段に規定する政令で定める区分は、第八項に規定する信用の供与等の区分とし、同条第二項前段に規定する政令で定める率は、百分の二十五とする。

(削る)

二 同一人自身に対する信用の供与等

7| 銀行法第十三条第一項本文に規定する政令で定める率は、次の各号に掲げる信用の供与等の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一| 前項第一号に掲げる信用の供与等 百分の四十
二| 前項第二号に掲げる信用の供与等 百分の二十五

8| 銀行法第十三条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一～五 (略)

六 前各号に掲げる理由に準ずるものとして内閣府令・厚生労働省令で定める理由

9| 銀行法第十三条第二項前段に規定する政令で定める区分は、第六項各号に掲げる信用の供与等の区分とする。

10| 銀行法第十二条第二項前段に規定する政令で定める率は、次の各号に掲げる信用の供与等の区分に応じ、当該各号に定める率とする

一| 前項において準用する第六項第一号に掲げる信用の供与等 百分の四十

二| 前項において準用する第六項第二号に掲げる信用の供与等 百分の二十五

百

11 銀行法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 第九項第一号に規定する場合において、当該金庫及びその子会社等（銀行法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）又はその子会社等が同号の債務者等に対して合算して銀行法第十三条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業（第九項第二号及び第四号に規定する事業を除く。次号において同じ。）の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 （略）

三 第九項第二号又は第四号に規定する債務者等に対して、当該金庫及びその子会社等又はその子会社等が合算して合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。

四 第九項第三号に規定する場合において、当該労働金庫及びその子会社等又はその子会社等が同号の労働組合に対して合算して合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該労働組合の構成員である労働者の生活の維持に著しい支障を生ずるおそれがあること。

五 （略）

11 銀行法第十三条第二項後段において準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 第八項第一号に規定する場合において、当該金庫及びその子会社等（銀行法第十三条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）又はその子会社等が同号の債務者等に対して合算して銀行法第十三条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業（第八項第二号及び第四号に規定する事業を除く。次号において同じ。）の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 （略）

三 第八項第二号又は第四号に規定する債務者等に対して、当該金庫及びその子会社等又はその子会社等が合算して合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。

四 第八項第三号に規定する場合において、当該労働金庫及びその子会社等又はその子会社等が同号の労働組合に対して合算して合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該労働組合の構成員である労働者の生活の維持に著しい支障を生ずるおそれがあること。

六 前各号に掲げるもののほか、当該金庫及びその子会社等又はその子会社等が合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば当該金庫及びその子会社等若しくはその子会社等又は債務者等の業務の遂行に困難を生ずるおそれがあるものとして内閣府令・厚生労働省令で定める理由

12 銀行法第十三条第三項第一号に規定する政令で定める信用の供与等は、次に掲げるものに対する信用の供与等（政府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものを除く。）とする。

一 （略）

二 特別の法律により設立された法人（前号に該当する法人を除く。）で国、同号に掲げる法人及び地方公共団体以外の者の出資のないもののうち、当該特別の法律により債券を発行することができる法人

三 日本銀行

四 外国政府等（外国政府、外国の中央銀行及び国際機関をいう。）で金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの

（金庫の特定関係者）

第五条の二 銀行法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

六 前各号に掲げる理由に準ずるものとして内閣府令・厚生労働省令で定める理由

12 銀行法第十三条第三項に規定する政令で定める信用の供与等は、労働金庫にあつては独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人住宅金融支援機構又は沖縄振興開発金融公庫に対する勤労者財産形成促進法第十一條に規定する資金の貸付けとし、労働金庫連合会にあつては次に掲げる法人に対する信用の供与等（政府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものを除く。）とする。

一 （略）

二 特別の法律により設立された法人（前号に該当する法人を除く。）で、国、同号に掲げる法人及び地方公共団体以外の者の出資のないもののうち、当該特別の法律により債券を発行することができる法人

（新設）

（金庫の特定関係者）

第五条の二 銀行法第十三条の二本文に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 当該金庫の子会社（法第三十二条第五項に規定する子会社をいう。）その他の子法人等及び関連法人等

二(四) (略)

2 前項及びこの項において親法人等とは、他の法人等の意思決定機関を支配している法人等として内閣府令・厚生労働省令で定めるものをいい、子法人等とは、親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

3 (略)

(銀行法を準用する場合の読み替え)

第七条 法第九十四条第一項の規定により銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第四条第一項」とあるのは「労働金庫法第六条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「指定紛争解決機関」とあるのは「指定紛争解決機関（労働金庫法第八

一 当該金庫の子会社その他の子法人等及び関連法人等

二(四) (略)

2 前項に規定する親法人等とは、他の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。））をいう。以下この条において同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している法人等として内閣府令・厚生労働省令で定めるものをいい、前項に規定する子法人等とは、親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

3 (略)

(銀行法を準用する場合の読み替え)

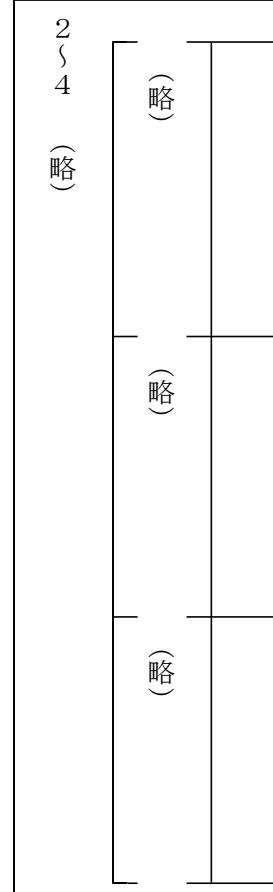
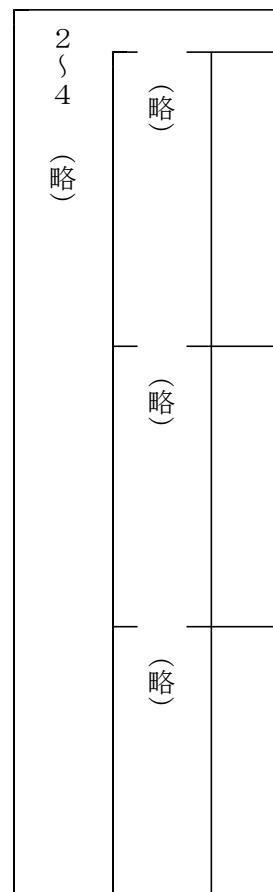
第七条 法第九十四条第一項の規定により銀行法の規定を準用する場合においては、同法の規定中「営業所」とあるのは「事務所」と、「第四条第一項」とあるのは「労働金庫法第六条」と、「取締役又は執行役」とあり、及び「取締役、執行役」とあるのは「理事」と、「営業時間」とあるのは「業務取扱時間」と、「株主総会」とあるのは「総会」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「指定紛争解決機関」とあるのは「指定紛争解決機関（労働金庫法第八

十九条の五第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。)」と、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約(労働金庫法第八十九条の五第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。)」と、「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務(労働金庫法第八十九条の五第一項に規定する紛争解決等業務をいう。)」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十七条第三項		第三十七条第一項第一号	(略)	読み替える銀行法の規定
同条	第二十七条	銀行業	(略)	読み替えられる字句
同条第一項	第五条第一項	労働金庫法第九十	(略)	読み替える字句

十九条の五第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。)」と、「手続実施基本契約」とあるのは「手続実施基本契約(労働金庫法第八十九条の五第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。)」と、「紛争解決等業務」とあるのは「紛争解決等業務(労働金庫法第八十九条の五第一項に規定する紛争解決等業務をいう。)」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(新設)		第三十七条第一項第一号	(略)	読み替える銀行法の規定
(新設)	(新設)	銀行業	(略)	読み替えられる字句
(新設)	(新設)	事業の一部	(略)	読み替える字句



改 正 案

現 行

（同一人に対する信用の供与）

第十二条 信託業務を営む金融機関が元本補填付き金銭信託（法第六条の規定により元本の補填の契約をしている金銭信託（貸付信託を含む。）をいう。以下同じ。）に係る信託契約を締結している場合には、次の各号に掲げる金融機関に係る当該各号に定める貸出金には、当該元本補填付き金銭信託の信託財産の運用に係る貸出金（貸出金として内閣府令で定めるものをいう。）を含むものとする。

- 一 第二条第一号に掲げる金融機関 銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条第六項第一号に規定する貸出金
- 二 第二条第二号に掲げる金融機関 長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）第六条第一項において準用する銀行法施行令第四条第六項第一号に規定する貸出金
二の二 （略）
- 三 第二条第三号又は第十号に掲げる金融機関 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）第十二条第七項第一号に規定する貸出金
- 四 第二条第四号又は第十一号に掲げる金融機関 労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条第七項第一号に規定す

（同一人に対する信用の供与）

第十二条 信託業務を営む金融機関が元本補てん付き金銭信託（法第六条の規定により元本の補てんの契約をしている金銭信託（貸付信託を含む。）をいう。以下同じ。）に係る信託契約を締結している場合には、次の各号に掲げる金融機関に係る当該各号に定める貸出金には、当該元本補てん付き金銭信託の信託財産の運用に係る貸出金（貸出金として内閣府令で定めるものをいう。）を含むものとする。

- 一 第二条第一号に掲げる金融機関 銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条第四項第一号に規定する貸出金
- 二 第二条第二号に掲げる金融機関 長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）第六条第一項において準用する銀行法施行令第四条第四項第一号に規定する貸出金
二の二 （略）
- 三 第二条第三号又は第十号に掲げる金融機関 信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）第十二条第五項第一号に規定する貸出金
- 四 第二条第四号又は第十一号に掲げる金融機関 労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）第五条第五項第一号に規定す

る貸出金

五 第二条第五号又は第十二号に掲げる金融機関 協同組合による
金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第
三条第七項第一号に規定する貸出金

六 第二条第六号に掲げる金融機関 農林中央金庫法施行令（平成
十三年政令第二百八十五号）第七条第七項第一号に規定する貸出
金

七 第二条第七号又は第十三号に掲げる金融機関 農業協同組合法
施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第一条の十第七項第
一号に規定する貸出金

八 第二条第八号、第九号、第十四号又は第十五号に掲げる金融機
関 水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）第
十条第七項第一号（同条第十二項及び第十五項において準用する
場合を含む。）に規定する貸出金

る貸出金

五 第二条第五号又は第十二号に掲げる金融機関 協同組合による
金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第
三条第五項第一号に規定する貸出金

六 第二条第六号に掲げる金融機関 農林中央金庫法施行令（平成
十三年政令第二百八十五号）第七条第五項第一号に規定する貸出
金

七 第二条第七号又は第十三号に掲げる金融機関 農業協同組合法
施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第一条の十第五項第
一号に規定する貸出金

八 第二条第八号、第九号、第十四号又は第十五号に掲げる金融機
関 水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）第
十条第五項第一号（同条第十一項及び第十五項において準用する
場合を含む。）に規定する貸出金

改 正 案

現 行

（組合等の特定関係者）

第九条 法第十一条の八第三号（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一（三）（略）

四 当該組合等を所属組合とする特定信用事業代理業者（個人に限る。以下この号において「個人特定信用事業代理業者」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、前三号に掲げる者を除く。以下この号において「法人等」という。）

イ 当該個人特定信用事業代理業者がその総株主等の議決権（法第十二条の六第二項前段に規定する総株主等の議決権をいう。）の百分の五十を超える議決権（法第十二条の六第二項前段に規定する議決権をいう。以下この号及び第十二条において同じ。）の百分の五十を超える議決権（法第十二条の六第二項前段に規定する議決権をいう。以下この号及び第十二条において同じ。）を保有する法人等（当該法人等の子法人及び関連法人等を含む。）

ロ （略）

2 前項第三号に規定する「親法人等」とは、他の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含

（組合等の特定関係者）

第九条 法第十一条の八第三号（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一（三）（略）

四 当該組合等を所属組合とする特定信用事業代理業者（個人に限る。以下この号において「個人特定信用事業代理業者」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、前三号に掲げる者を除く。以下この号において「法人等」という。）

イ 当該個人特定信用事業代理業者がその総株主等の議決権（法第十二条の六第二項前段に規定する総株主等の議決権をいう。）の百分の五十を超える議決権（法第十二条の六第二項前段に規定する議決権をいう。以下この号及び第十二条において同じ。）の百分の五十を超える議決権（法第十二条の六第二項前段に規定する議決権をいう。以下この号及び第十二条において同じ。）を保有する法人等（当該法人等の子法人及び関連法人等を含む。）

ロ （略）

2 前項に規定する「親法人等」とは、他の法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含

のを含む。）をいう。以下同じ。）の財務及び事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している法人等として主務省令で定めるものをいい、同項に規定する「子法人等」とは、同号に規定する親法人等によりその意思決定機関を支配している他の法人等をいう。この場合において、親法人等及びその子法人等又は当該親法人等の子法人等が他の法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、当該親法人等の子法人等とみなす。

3 (略)

(同一人に対する信用の供与等)

第十条 法第十一条の十一第一項本文の政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この項において「同一人自身」という。）が当該漁業協同組合の合算子法人等又は合算関連法人等でない場合の次に掲げる者（当該漁業協同組合の合算子法人等及び合算関連法人等を除く。以下この条において「受信合算対象者」という。）とする。

同一同一人自身が会社である場合における次に掲げる者

- イ 当該同一人自身の合算子法人等
- ロ 当該同一人自身を合算子法人等とする法人等及びこれに準ずる者として主務省令で定める者

む。）をいう。以下この条並びに第十条の七第三項及び第四項において同じ。）の財務及び事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項及び第十条の七第三項において「意思決定機関」という。）を支配している法人等として主務省令で定めるものをいい、前項に規定する「子法人等」とは、親法人等によりその意思決定機関を支配している他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

3 (略)

(同一人に対する信用の供与等)

第十条 法第十一条の十一第一項本文の政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この条において「同一人自身」という。）が当該漁業協同組合の子会社（法第十一条の六第二項に規定する子会社をいう。）でない場合の次に掲げる者（以下この条において「受信合算対象者」という。）とする。

同一同一人自身が会社である場合における次に掲げる者

- イ 当該同一人自身の子会社
- ロ 当該同一人自身を子会社とする会社

ハロに掲げる者の合算子法人等（当該同一人自身及びイ又はロに掲げる者に該当するものを除く。）

二 当該同一人自身又はイからハまでに掲げる者の合算関連法人等（当該同一人自身及びイからハまでに掲げる者に該当するもの）を除く。）

ホ 会社以外の者（国及び外国政府を除く。）及び次号において同じ。）であつて、当該同一人自身の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有するもの（ロに掲げる者に該当するものを除く。）

ヘ 会社以外の者であつて、ロに掲げる者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有するもの（ロに掲げる者に該当するものを除く。）

ト ホ又はヘに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する法人等（当該同一人自身及びイからハまでに掲げる者に該当するものを除く。）

チ トに掲げる者の合算子法人等又は合算関連法人等（当該同一人自身及びイからトまでに掲げる者に該当するものを除く。）

リ 当該同一人自身、次に掲げる会社（第六項において「合算会社」という。）又はホ若しくはヘに掲げる者（ヘに掲げる者にあつては、当該同一人自身を子会社とする会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する者に限る。（4）において同じ。）がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社（イからハまで又はヘに掲げる会社に該当するものを除く。）

ハロに掲げる会社の子会社（当該同一人自身及びイ又はロに掲げる会社に該当するものを除く。）

（新設）

二 会社以外の者であつて、当該同一人自身の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有するもの

ホ 会社以外の者であつて、当該同一人自身を子会社とする会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有するもの

ヘ ニ又はホに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社（当該同一人自身及びロに掲げる会社に該当するものを除く。）及び当該会社の子会社（新設）

ト 当該同一人自身、イからハまで若しくはヘに掲げる会社（第四項において「合算会社」という。）又はニ若しくはホに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社（イからハまで又はヘに掲げる会社に該当するものを除く。）

はチに掲げる者に該当するものを除く。)

当該同一人自身の子会社

当該同一人自身を子会社とする会社

(3) (2) (1)
当該同一人自身及び(1)又は(2)に
(2)に掲げる会社の子会社 (当該同一人自身及び(1)又は(2)に
掲げる会社に該当するものを除く。)

(4) ホ又はヘに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十
を超える議決権を有する会社 (当該同一人自身及び(2)に掲げ
る会社に該当するものを除く。) 及び当該会社の子会社

二 同一人自身が会社以外の者である場合における次に掲げる者

イ 当該同一人自身がその総株主等の議決権の百分の五十を超
える議決権を有する会社 (ロ及び第六項において「同一人支配会
社」という。)

ロ 当該同一人自身及びその一若しくは二以上の同一人支配会社
又は当該同一人自身の一若しくは二以上の同一人支配会社がそ
の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の
会社 (イに掲げる者に該当するものを除く。)

前項に規定する「合算子法人等」とは、次に掲げる法人等をいう

二 同一人自身が会社以外の者である場合における次に掲げる者

イ 当該同一人自身がその総株主等の議決権の百分の五十を超
える議決権を有する会社 (以下この項及び第四項において「同一
人支配会社」という。)

ロ 当該同一人自身及びその一若しくは二以上の同一人支配会社
又は当該同一人自身の一若しくは二以上の同一人支配会社がそ
の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の
会社 (イに掲げる会社に該当するものを除く。)

(新設)

一 他の法人等の意思決定機関を支配している法人等として主務省
令で定めるもの（連結してその計算書類その他の書類を作成する
ものとされる法人等として主務省令で定めるもの（第三号及び次
項において「受信者連結基準法人等」という。）に限る。以下こ
の号及び次号において「実質親法人等」という。）がその意思決

定機関を支配している他の法人等（以下この項において「実質子法人等」という。）。この場合において、実質親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等がその意思決定機関を支配している他の法人等は、当該実質親法人等の実質子法人等とみなす。

二 子会社（前号に掲げる法人等を除く。以下この号において「実質子法人等以外の子会社」という。）。この場合において、実質親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等若しくは実質子法人等以外の子会社又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等若しくは実質子法人等以外の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社（前号に掲げる法人等を除く。）は、当該実質親法人等の実質子法人等以外の子会社とみなす。

三 前号に掲げる会社（受信者連結基準法人等に限る。）の実質子法人等（前二号に掲げる法人等を除く。）

3 第一項に規定する「合算関連法人等」とは、法人等（受信者連結基準法人等に限る。）又はその合算子法人等（前項に規定する合算子法人等をいう。以下この項において同じ。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は事業上の取引等を通じて、財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（合算子法人等を除く。）として主務省令で定めるものをいう。

（新設）

4| 第一項第一号り及び第二項第二号に規定する「子会社」とは、会社がその総株主等の議社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

5| 法第十一条の六第三項の規定は、第一項、第二項第二号及び前項の議決権の割合を算定する場合について準用する。

6| 第一項第一号リに掲げる者及び同項第二号ロに掲げる者は、これらの規定の適用については、それぞれ合算会社及び同一人支配会社とみなす。

7| 法第十一条の十一第一項本文の信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇四 （略）

8| 法第十一条の十一第一項本文及び第二項前段の政令で定める区分は、同一人（同条第一項本文に規定する同一人をいう。以下この条において同じ。）に対する信用の供与等（法第十一条の十一第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。）とし、法第十一条の十一第一項本文及び第二項前段の政令で定める率は、百分の二十五とする。

（削る）

2| 前項第一号に規定する「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

3| 法第十一条の六第三項の規定は、第一項各号の場合においてこれらの規定に規定する者が有する議決権及び前項の場合において会社又はその子会社が有する議決権について準用する。

4| 第一項第一号トに掲げる会社及び同項第二号ロに掲げる会社は、これらの規定の適用については、それぞれ合算会社及び同一人支配会社とみなす。

5| 法第十一条の十一第一項本文の信用の供与又は出資として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇四 （略）

6| 法第十一条の十一第一項本文及び第二項前段の政令で定める区分は、次に掲げる信用の供与等（同条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。）の区分とする。

一 法第十一条の十一第一項本文に規定する同一人（以下この条に

(削る)

二 (削る)

において「同一人」という。)に対する信用の供与等

二 同一人自身に対する信用の供与等

法第十二条の十一第一項本文及び第二項前段の政令で定める率は、次の各号に掲げる信用の供与等の区分に応じ、当該各号に掲げる率とする。

一 前項第一号に掲げる信用の供与等 百分の四十

二 前項第二号に掲げる信用の供与等 百分の二十五 (漁民が主たる構成員若しくは出資者となつてゐる組合員である法人で主務省

令で定めるもの又は當利を目的としない法人であつて、地方公共団体が出資者若しくは構成員となつてゐるもの若しくは地方公共団体がその基本財産の一部を拠出しているもの(第十項に規定する法人を除く。)に対する信用の供与等にあつては、百分の三十五)

9 法第十二条の十一第一項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一・二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、当該漁業協同組合が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば当該漁業協同組合又は債務者等の事業の遂行に困難を生ずるおそれがあるものと

して主務省令で定める理由

10 法第十二条の十一第二項後段において準用する同条第一項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 前項第一号に規定する場合において、当該漁業協同組合及びそ

8 |

法第十二条の十一第一項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる理由に準ずるものとして主務省令で定める理由

9 法第十二条の十一第二項後段において準用する同条第一項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 前項第一号に規定する場合において、当該漁業協同組合及びそ

の子会社等（法第十二条の十一第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項及び第十四項において同じ。）又は当該漁業協同組合の子会社等が同号の債務者等に対しても合算して同条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項及び第十四項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 当該漁業協同組合が新たに子会社等を有することとなることにより、当該漁業協同組合及びその子会社等又は当該漁業協同組合の子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が合算信用供与等限度額を超えることとなる場合において、当該合計額を合算信用供与等限度額以下に減額することとすれば、当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

三 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、当該漁業協同組合及びその子会社等又は当該漁業協同組合の子会社等の同一人に対する信用の供与等の額が合算信用供与等限度額を超えることとなること。

三 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、当該漁業協同組合及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が合算信用供与等限度額を超えることとなる場合において、当該合計額を合算信用供与等限度額以下に減額することとすれば、当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

四 前三号に掲げるもののほか、当該漁業協同組合及びその子会社等又は当該漁業協同組合の子会社等が合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば当該漁業協同組合及びその子会社等若しくは当該漁業協同組合の子会社等又は債務者等の事業の遂行に困難を生ずるおそれがあるものとして主務省令で定める理由

の子会社等（法第十二条の十一第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項及び第十四項において同じ。）又はその子会社等が同号の債務者等に対しても合算して同条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項及び第十四項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

11

(新設)

法第十一條の十一第三項第一号の政令で定める信用の供与等は、
次に掲げるものに対する信用の供与等（政府が元本の返済及び利息
の支払について保証しているものを除く。）とする。

一 法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又
は承認を受けなければならない法人

二 特別の法律により設立された法人（前号に掲げる法人を除く。
）で國、同号に掲げる法人及び地方公共団体以外の者の出資のな
いもののうち、当該特別の法律により債券を発行することができ
る法人

三 嘗利を目的としない法人で、地方公共団体が主たる出資者若し
くは構成員となつていてるもの又は地方公共団体がその基本財産の
額の過半を出資しているもののうち、主務省令で定めるもの

四 日本銀行

五 外国政府、外国の中央銀行又は国際機関で、主務大臣の定める
もの
(削る)

12

第一項から第八項まで及び前項の規定は、法第九十二条第一項及
び第一百条第一項において準用する法第十一條の十一第一項本文の政
令で定める特殊の関係のある者、信用の供与又は出資（信用の供与

10

法第十一條の十一第三項の政令で定める信用の供与等は、嘗利を
目的としない法人であつて、地方公共団体が主たる出資者若しくは
構成員となつていてもの又は地方公共団体がその基本財産の額の過
半を出資しているもののうち主務省令で定めるものに対する信用の
供与等とする。

11

第一項から第六項まで及び前項の規定は、法第九十二条第一項及
び第一百条第一項において準用する法第十一條の十一第一項本文の政
令で定める特殊の関係のある者、信用の供与又は出資として政令で

又は出資に相当するものを含む。)として政令で定めるもの、政令で定める区分及び政令で定める率、同条第二項前段の政令で定める区分及び政令で定める率並びに同条第三項第一号の政令で定める信用の供与等について準用する。

(削る)

13

法第九十二条第一項及び第百条第一項において準用する法第十一條の十一第一項本文及び第二項前段の政令で定める率は、次の各号に掲げる信用の供与等の区分に応じ、当該各号に掲げる率とする。

一 前項において準用する第六項第一号に掲げる信用の供与等 百分の四十

二 前項において準用する第六項第二号に掲げる信用の供与等 百分の三十五

法第九十二条第一項及び第百条第一項において準用する法第十一條の十一第一項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一(略)

四 前三号に掲げるもののほか、当該連合会が信用供与等限度額を

超えて信用の供与等をしないこととすれば当該連合会又は債務者等の事業の遂行に困難を生ずるおそれがあるものとして主務省令で定める理由

14

法第九十二条第一項及び第百条第一項において準用する法第十一條の十一第二項後段において準用する同条第一項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 前項第一号に規定する場合において、当該連合会及びその子会

定めるもの及び政令で定める区分、同条第二項前段の政令で定める区分並びに同条第三項の政令で定める信用の供与等について準用する。

12

法第九十二条第一項及び第百条第一項において準用する法第十一條の十一第一項本文及び第二項前段の政令で定める率は、次の各号に掲げる信用の供与等の区分に応じ、当該各号に掲げる率とする。

一 前項において準用する第六項第一号に掲げる信用の供与等 百分の四十

二 前項において準用する第六項第二号に掲げる信用の供与等 百分の三十五

法第九十二条第一項及び第百条第一項において準用する法第十一條の十一第一項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一(略)

四 前三号に掲げる理由に準ずるものとして主務省令で定める理由

法第九十二条第一項及び第百条第一項において準用する法第十一條の十一第二項後段において準用する同条第一項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 前項第一号に規定する場合において、当該連合会及びその子会

社等又は当該連合会の子会社等が同号の債務者等（第三号の規定に該当するものを除く。）に対して合算して合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 当該連合会が新たに子会社等を有することとなることにより、当該連合会及びその子会社等又は当該連合会の子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が合算信用供与等限度額を超えることとなる場合において、当該合計額を合算信用供与等限度額以下に減額することとすれば、当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

三 前項第二号に規定する債務者等に対して、当該連合会及びその子会社等又は当該連合会の子会社等が合算して合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。

四 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、当該連合会及びその子会社等又は当該連合会の子会社等の同一人に対する信用の供与等の額が合算信用供与等限度額を超えることとなること。

五 前各号に掲げるもののほか、当該連合会及びその子会社等又は当該連合会の子会社等が合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば当該連合会及びその子会社等若しくは当該連合会の子会社等又は債務者等の事業の遂行に困難を生ずるおそれがあるものとして主務省令で定める理由

社等又はその子会社等が同号の債務者等（第三号の規定に該当するものを除く。）に対して合算して合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 当該連合会が新たに子会社等を有することとなることにより、当該連合会及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が合算信用供与等限度額を超えることとなる場合において、当該合計額を合算信用供与等限度額以下に減額することとすれば、当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

三 前項第二号に規定する債務者等に対して、当該連合会及びその子会社等又はその子会社等が合算して合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。

四 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、当該連合会及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の額が合算信用供与等限度額を超えることとなること。

五 前各号に掲げる理由に準ずるものとして主務省令で定める理由

15 第一項から第十一項までの規定は、法第九十六条第一項において

準用する法第十一条の十一第一項本文の政令で定める特殊の関係のある者、信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるもの、政令で定める区分及び政令で定める率、同項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）の政令で定めるやむを得ない理由、同条第二項前段の政令で定める区分及び政令で定める率並びに同条第三項第一号の政令で定める信用の供与等について準用する。

（削る）

15 第一項から第十項まで（第七項を除く。）の規定は、法第九十六条第一項において準用する法第十一条の十一第一項本文の政令で定める特殊の関係のある者、信用の供与又は出資として政令で定めるもの及び政令で定める区分、同項ただし書（同条第二項後段において準用する場合を含む。）の政令で定めるやむを得ない理由、同条第二項前段の政令で定める区分並びに同条第三項の政令で定める信用の供与等について準用する。

16 法第九十六条第一項において準用する法第十一条の十一第一項本文及び第二項前段の政令で定める率は、次の各号に掲げる信用の供与等の区分に応じ、当該各号に掲げる率とする。

一 前項において準用する第六項第一号に掲げる信用の供与等
百 分の四十

二 前項において準用する第六項第二号に掲げる信用の供与等
百 分の二十五

百

改 正 案

現 行

（保険会社等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十七条
（略）

2 前項各号に掲げる権限で営業所等（保険会社等の本店等以外の営業所、事務所その他の施設又は保険会社の子法人等（法第二百二十八条第二項に規定する「子法人等」をいい、その施設を含む。）、保険会社から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者及びこれらの者の施設を含む。）、法第二百九十四条に規定する特殊関係者（その施設を含む。）、法第二百九十九条に規定する業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者及びこれらの者の施設を含む。）、法第二百二十六条第二項に規定する免許特定法人等から業務の委託を受けた者（その施設を含む。）、保険金信託業務を行う生命保険会社等とその業務に関して取引をする者（その施設を含む。）若しくは保険金信託業務を行う生命保険会社等を子会社とする持株会社（信託業法第五条第二項第九号に規定する持株会社をいい、その施設を含む。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長の生命保険会社等を子会社とする持株会社（信託業法第五条第二項第九号に規定する持株会社をいい、その施設を含む。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該営業所等の所在地（当該保険金信託業務を行う生命保険会社等と取引をする者が個人の場合にあっては、その住所又は居所。以下この項において同じ。）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長

（保険会社等に関する権限の財務局長等への委任）

第四十七条
（略）

2 前項各号に掲げる権限で営業所等（保険会社等の本店等以外の営業所、事務所その他の施設又は保険会社の子法人等（法第二百二十八条第二項に規定する「子法人等」をいい、その施設を含む。）、保険会社から業務の委託を受けた者（その施設を含む。）、法第二百九十四条に規定する特殊関係者（その施設を含む。）、法第二百二十六条第二項に規定する免許特定法人等から業務の委託を受けた者（その施設を含む。）、保険金信託業務を行う生命保険会社等とその業務に関して取引をする者（その施設を含む。）若しくは保険金信託業務を行う生命保険会社等を子会社とする持株会社（信託業法第五条第二項第九号に規定する持株会社をいい、その施設を含む。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長の生命保険会社等を子会社とする持株会社（信託業法第五条第二項第九号に規定する持株会社をいい、その施設を含む。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該営業所等の所在地（当該保険金信託業務を行う生命保険会社等と取引をする者が個人の場合にあっては、その住所又は居所。以下この項において同じ。）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長

地（当該保険金信託業務を行う生命保険会社等と取引をする者が個人の場合にあつては、その住所又は居所。以下この項において同じ。）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

）も行うことができる。

3 ～ 14 （略）

15 前項各号に掲げる権限で支店等（保険持株会社の主たる事務所以外の事務所その他の施設又は保険持株会社の子法人等（法第二百七十二条の二十七第一項に規定する「子法人等」をいい、その施設を含む。）若しくは保険持株会社から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者及びこれら者の施設を含む。）をいう。以下この項において同じ。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局长のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 ～ 14 （略）

15 前項各号に掲げる権限で支店等（保険持株会社の主たる事務所以外の事務所その他の施設又は保険持株会社の子法人等（法第二百七十二条の二十七第一項に規定する「子法人等」をいい、その施設を含む。）若しくは保険持株会社から業務の委託を受けた者（その施設を含む。）をいう。以下この項において同じ。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局长のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

16 （略）

（少額短期保険業者に関する権限の財務局長等への委任）

第四十七条の二 （略）

16 （略）

（少額短期保険業者に関する権限の財務局長等への委任）

第四十七条の二 （略）

2 ～ 3 （略）

（少額短期保険業者に関する権限の財務局長等への委任）

2 ～ 3 （略）

（少額短期保険業者に関する権限の財務局長等への委任）

4 前項第十七号及び第十八号に規定する権限で営業所等（少額短期保険業者の本店等以外の営業所、事務所その他の施設又は少額短期保険業者の子法人等（法第二百七十二条の二十二第二項に規定する

4 前項第十七号及び第十八号に規定する権限で営業所等（少額短期保険業者の本店等以外の営業所、事務所その他の施設又は少額短期保険業者の子法人等（法第二百七十二条の二十二第二項に規定する

「子法人等」をいい、その施設を含む。）若しくは少額短期保険業者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたり委託を含む。）を受けた者及びこれらの者の施設を含む。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

きる。

5 (13) (略)

14 第十二項第三号及び第四号に規定する権限で支店等（少額短期保険持株会社の主たる事務所以外の事務所その他の施設又は少額短期保険持株会社の子法人等（法第二百七十二条の四十第二項に規定する子法人等をいい、その施設を含む。）若しくは少額短期保険持株会社から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者及びこれらの者の施設を含む。）をいう。以下この項において同じ。）に関するものについては、前二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

15 (13) (略)

14 第十二項第三号及び第四号に規定する権限で支店等（少額短期保険持株会社の主たる事務所以外の事務所その他の施設又は少額短期保険持株会社の子法人等（法第二百七十二条の四十第二項に規定する子法人等をいい、その施設を含む。）若しくは少額短期保険持株会社から業務の委託を受けた者（その施設を含む。）をいう。以下この項において同じ。）に関するものについては、前二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

15 (13) (略)

16 (13) (略)

16 (13) (略)

十一 農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）

改
正
案

現
行

（同一人に対する信用の供与等）

第七条 法第五十八条第一項本文の政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この項において「同一人自身」という。）が農林中央金庫の合算子法人等又は合算関連法人等でない場合の次に掲げる者（農林中央金庫の合算子法人等及び合算関連法人等を除く。第九項第四号及び第十項第五号において「受信合算対象者」という。）とする。

同一人自身が会社である場合における次に掲げる者

イ 当該同一人自身の合算子法人等

ロ 当該同一人自身を合算子法人等とする法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。））をいう。以下この条並びに次条第二項及び第三項において同じ。）及び当該法人等に準ずる者として主務省令で定める者

ハ 口に掲げる者の合算子法人等（当該同一人自身及びイ又はロに掲げる者に該当するものを除く。）

二 当該同一人自身又はイからハまでに掲げる者の合算関連法人等（当該同一人自身及びイからハまでに掲げる者に該当するも

（同一人に対する信用の供与等）

第七条 法第五十八条第一項本文の政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人（当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この項及び第六項において「同一人自身」という。）が農林中央金庫の子会社（法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。次条第一項第一号において同じ。）でない場合の次に掲げる者（第八項及び第九項において「受信合算対象者」という。）とする。

同一人自身が会社である場合における次に掲げる者

イ 当該同一人自身の子会社

ロ 当該同一人自身を子会社とする会社

ハ 口に掲げる会社の子会社（当該同一人自身及びイ又はロに掲げる会社に該当するものを除く。）

（新設）

のを除く。)

ホ 会社以外の者（国及び外国政府を除く。）及び次号において同じ。）であつて、当該同一人自身の総株主等の議決権（法第二十四条第四項前段に規定する総株主等の議決権をいう。以下この条及び次条第一項第四号において同じ。）の百分の五十を超える議決権（法第二十四条第四項前段に規定する議決権をいう。以下この条及び同号において同じ。）を有するもの（口に掲げる者に該当するものを除く。）

ヘ 会社以外の者であつて、口に掲げる者の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有するもの（口に掲げる者に該当するものを除く。）

ト ホ又はヘに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する法人等（当該同一人自身及びイからヘまでに掲げる者に該当するものを除く。）

チ トに掲げる者の合算子法人等又は合算関連法人等（当該同一人自身及びイからトまでに掲げる者に該当するものを除く。）

リ 当該同一人自身、次に掲げる会社（第六項において「合算会社」という。）又はホ若しくはヘに掲げる者（ヘに掲げる者にあつては、当該同一人自身を子会社とする会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する者に限る。（4）において同じ。）がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社（当該同一人自身及びイからニまで、ト又はチに掲げる者に該当するものを除く。）

二 会社以外の者であつて、当該同一人自身の総株主等の議決権（法第二十四条第四項前段に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権（同項前段に規定する議決権をいう。以下この条において同じ。）を有するもの

ト ニ又はホに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社（当該同一人自身及び口に掲げる会社に該当するものを除く。）及び当該会社の子会社（新設）

ヘ ニ又はホに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社（当該同一人自身及びロに掲げる会社に該当するものを除く。）及び当該会社の子会社（新設）

ト 当該同一人自身、イからハまで若しくはヘに掲げる会社（第四項において「合算会社」という。）又はニ若しくはホに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社（イからハまで又はヘに掲げる会社に該当するものを除く。）

				当該同一人自身の子会社
		(2)	(1)	当該同一人自身を子会社とする会社
	(3)	(2)	(1)	(2)に掲げる会社の子会社（当該同一人自身及び(1)又は(2)に掲げる会社に該当するものを除く。）
	(4)			ホ又はヘに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社（当該同一人自身及び(2)に掲げる会社に該当するものを除く。）及び当該会社の子会社
2				二 同一人自身が会社以外の者である場合における次に掲げる者イ 当該同一人自身がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社（ロ及び第六項において「同一人支配会社」という。）
1				ロ 当該同一人自身及びその一若しくは二以上の同一人支配会社又は当該同一人自身の一若しくは二以上の同一人支配会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社（イに掲げる者に該当するものを除く。）
°				前項に規定する「合算子法人等」とは、次に掲げる法人等をいう

			二 同一人自身が会社以外の者である場合における次に掲げる者イ 当該同一人自身がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社（以下この項及び第四項において「同一人支配会社」という。）
			ロ 当該同一人自身及びその一若しくは二以上の同一人支配会社又は当該同一人自身の一若しくは二以上の同一人支配会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社（イに掲げる者に該当するものを除く。）
		(新設)	前項に規定する「合算子法人等」とは、次に掲げる法人等をいう

と（）がその意思決定機関を支配している他の法人等（以下この項において「実質子法人等」という。）。この場合において、実質親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等がその意思決定機関を支配している他の法人等は、当該実質親法人等の実質子法人等とみなす。

二 子会社（前号に掲げる法人等を除く。以下この号において「実質子法人等以外の子会社」という。）。この場合において、実質親法人等及びその一若しくは二以上の実質子法人等若しくは実質子法人等以外の子会社又は当該実質親法人等の一若しくは二以上の実質子法人等若しくは実質子法人等以外の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社（前号に掲げる法人等を除く。）は、当該実質親法人等の実質子法人等以外の子会社とみなす。

三 前号に掲げる会社（受信者連結基準法人等に限る。）の実質子法人等（前二号に掲げる法人等を除く。）

3 | 第一項に規定する「合算関連法人等」とは、法人等（受信者連結基準法人等に限る。）又はその合算子法人等（前項に規定する合算子法人等をいう。以下この項において同じ。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであった者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は事業上の取引等を通じて、財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（

（新設）

合算子法人等を除く。)として主務省令で定めるものをいう。

4| 第一項第一号リ及び第二項第二号に規定する「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

5| 法第二十四条第五項の規定は、第一項、第二項第二号及び前項の議決権の割合を算定する場合について準用する。

6| 第一項第一号リに掲げる者及び同項第二号ロに掲げる者は、これらの規定の適用については、それぞれ合算会社及び同一人支配会社とみなす。

7| 法第五十八条第一項本文の信用の供与又は出資（信用の供与又は出資に相当するものを含む。）として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一（四）（略）

8| 法第五十八条第一項本文及び第二項前段の政令で定める区分は、同一人（同条第一項本文に規定する同一人をいう。次項第四号及び第十項において同じ。）に対する信用の供与等（同条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。）とし、法第五十八条第一項本文及び第二項前段の政令で定める率は、百分の二十五とする。

2| 前項第一号に規定する「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

3| 法第二十四条第五項の規定は、第一項各号の場合においてこれらはその子会社が有する議決権について準用する。

4| 第一項第一号トに掲げる会社及び同項第二号ロに掲げる会社は、これらの規定の適用については、それぞれ合算会社及び同一人支配会社とみなす。

5| 法第五十八条第一項本文の信用の供与又は出資として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一（四）（略）

6| 法第五十八条第一項本文及び第二項前段の政令で定める区分は、次に掲げる信用の供与等（同条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。）の区分とする。

(削る)

(削る)
(削る)

9 | 法第五十八条第一項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一(四) (略)

五 前各号に掲げるもののほか、農林中央金庫が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば農林中央金庫又は債務者等の事業の遂行に困難を生ずるおそれがあるものとして主務省令で定める理由

10 | 法第五十八条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 前項第一号に規定する場合において、農林中央金庫及びその子会社等（法第五十八条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）又は農林中央金庫の子会社等が同号の債務者等に対しても合算して同条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者

一 | 法第五十八条第一項本文に規定する同一人（第八項及び第九項において「同一人」という。）に対する信用の供与等
二 | 同一人自身に対する信用の供与等

7 | 法第五十八条第一項本文及び第二項前段の政令で定める率は、次の各号に掲げる信用の供与等の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 | 前項第一号に掲げる信用の供与等 百分の四十
二 | 前項第二号に掲げる信用の供与等 百分の二十五

8 | 法第五十八条第一項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一(四) (略)

五 前各号に掲げる理由に準ずるものとして主務省令で定める理由

9 | 法第五十八条第二項後段において準用する同条第一項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 | 前項第一号に規定する場合において、農林中央金庫及びその子会社等（法第五十八条第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項において同じ。）又はその子会社等が同号の債務者等に対しても合算して同条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額（以下この項において「合算信用供与等限度額」という。）を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の

等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 農林中央金庫が新たに子会社等を有することとなることにより、農林中央金庫及びその子会社等又は農林中央金庫の子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が合算信用供与等限度額を超えることとなる場合において、当該合計額を合算信用供与等限度額以下に減額することとすれば、当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

三 前項第二号に規定する債務者等に対して、農林中央金庫及びその子会社等又は農林中央金庫の子会社等が合算して合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。

四 前項第三号に規定する債務者等に対して、農林中央金庫及びその子会社等又は農林中央金庫の子会社等が合算して合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、会員である組合その組合その他の団体の発達に支障を生ずるおそれがあること。

五 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、農林中央金庫及びその子会社等又は農林中央金庫の子会社等の同一人に対する信用の供与等の額が合算信用供与等限度額を超えることとなること。

六 前各号に掲げるもののほか、農林中央金庫及びその子会社等又は農林中央金庫の子会社等が合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば農林中央金庫及びその子会社等若しくは農林中央金庫の子会社等又は債務者等の事業の遂行に困難となること。

継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 農林中央金庫が新たに子会社等を有することとなることにより、農林中央金庫及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が合算信用供与等限度額を超えることとなる場合において、当該合計額を合算信用供与等限度額以下に減額することとすれば、当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

三 前項第二号に規定する債務者等に対して、農林中央金庫及びその子会社等又はその子会社等が合算して合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、当該債務者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。

四 前項第三号に規定する債務者等に対して、農林中央金庫及びその子会社等又はその子会社等が合算して合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしないこととすれば、会員である組合その他の団体の発達に支障を生ずるおそれがあること。

五 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、農林中央金庫及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の額が合算信用供与等限度額を超えることとなること。

六 前各号に掲げる理由に準ずるものとして主務省令で定める理由

を生ずるおそれがあるものとして主務省令で定める理由

11 法第五十八条第三項第一号の政令で定める信用の供与等は、次に掲げるものに対する信用の供与等（政府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものを除く。）とする。

一 （略）

二 特別の法律により設立された法人（前号に掲げる法人を除く。）で国、同号に掲げる法人及び地方公共団体以外の者の出資のないもののうち、当該特別の法律により債券を発行することができる法人

三 特別の法律により設立された法人（前二号に掲げる法人を除く。）で法第八条に規定する組合その他の団体の発達を図るため必要な施設を行うもののうち、主務大臣の定めるもの

四 日本銀行

五 外国政府、外国の中央銀行又は国際機関で、主務大臣の定めるもの

（農林中央金庫の特定関係者）

第八条 法第五十九条本文の政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 農林中央金庫の子会社（法第二十四条第四項に規定する子会社をいう。）その他の子法人等及び関連法人等

二（四）（略）

2 前項第三号に規定する「親法人等」とは、他の法人等の意思決定

10 法第五十八条第三項の政令で定める信用の供与等は、次に掲げる法人に対する信用の供与等（政府が元本の返済及び利息の支払について保証しているものを除く。）とする。

一 （略）

二 特別の法律により設立された法人（前号に該当する法人を除く。）で国、同号に掲げる法人及び地方公共団体以外の者の出資のないもののうち、当該特別の法律により債券を発行することができる法人

三 特別の法律により設立された法人（前二号に該当する法人を除く。）で法第八条に規定する組合その他の団体の発達を図るため必要な施設を行うもののうち、主務大臣の定めるもの

（新設）

（農林中央金庫の特定関係者）

第八条 法第五十九条本文の政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一 農林中央金庫の子会社その他の子法人等及び関連法人等

二（四）（略）

2 前項に規定する「親法人等」とは、他の法人等（会社、組合その

機関を支配している法人等として主務省令で定めるものをいい、同項に規定する「子法人等」とは、同号に規定する親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及びその子法人等又は当該親法人等の子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、当該親法人等の子法人等とみなす。

3
(略)

他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の財務及び事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している法人等として主務省令で定めるものをいい、前項に規定する「子法人等」とは、親法人等によりその意思決定機関を支配されている他の法人等をいう。この場合において、親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。

3
(略)

十二 保険業法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三十三号）

改 正 案	現 行
附 則	（認可特定保険業者等に関する長官権限の委任）
第五条の二 （略）	第五条の二 （略）
3 第一項第十八号及び第十九号に規定する権限で従たる事務所等（認可特定保険業者の主たる事務所以外の事務所その他の施設又は認可特定保険業者の子法人等（改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第二百七十二条の二十二第二項に規定する子法人等をいい、その施設を含む。）若しくは認可特定保険業者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者及びこれらの者の施設を含む。）をいう。以下この項及び次項について同じ。）に関するものについては、第一項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。	3 第一項第十八号及び第十九号に規定する権限で従たる事務所等（認可特定保険業者の主たる事務所以外の事務所その他の施設又は認可特定保険業者の子法人等（改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第二百七十二条の二十二第二項に規定する子法人等をいい、その施設を含む。）若しくは認可特定保険業者から業務の委託を受けた者（その施設を含む。）をいう。以下この項及び次項について同じ。）に関するものについては、第一項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合は、福岡財務支局長）も行うことができる。
4 ・ 5 （略）	4 ・ 5 （略）